

イザーク・ティツィング
「長崎商館の秘密日記 1782年～1783年」

—1782年～83年、本商館に生じた

諸事件に関する特別の記録—

栗 原 福 也

二年間に三艘の船で貿易を営むことについて意見を述べるようにとの（バタヴィア総督からの）要請に対する返事に、（二年のうち）一艘しか送られない年にその船が入津しないという不都合について¹⁾、私はすでに私の思いつく限りを述べたが、こうした不都合がすべての長崎住民と長崎にとって、現に私が目にしたような、ひどい結果を引き起こそうとはまったく予測できなかった。

長崎奉行が心を碎いていることは、先ずはわが商館の書類を開いてみれば明らかだし、さらに、三日間続いた寺院での祈禱と、祈禱の靈験をあらたかにすべく多くの捧げ物を奉納したことからも明らかで、長崎の町全体は悲惨な嘆きの声に満ち満ちている。奉行の心痛は私に、この出来事をきっかけにして対日貿易になんらかの改善を加えるために必要な措置を試みようとさせたのである。このようなわけで、私は奉行から送られた、（本年度）会社の船が来航しなかった理由についての質問状に対して、1782年9月17、18日と10月23日の商館長日記に詳細に記されているように回答し、さらにわが出島を訪れたすべての日本人に対しても、近年会社が対日貿易で被っている損失はこの国への来航に対する会社の関心を減少させたと率直に語り、この事実が町中の噂となって広がり、この町に居住する領主役人たちの耳に入り、さらに、現に結果の歴然としているこのような事実が宮廷（幕府）にも知られずには済まないようにと願ったのである。

12月3日 年番小通詞檜林重兵衛が奉行閣下の名前で来訪し、長崎会所が翌年度分として注目した商品を、（翌年度に）会社が持ち渡るならば、閣下は今後会社に対してより多くの棹銅（輸出）を許可する用意があると申し入れてきた。それに対して、同月10日、私は閣下に以下のようない返書を送った。

長崎奉行閣下 久世丹後守様³⁾

閣下のお名前で年番小通詞檜林重兵衛により提案された閣下の御好意、すなわち、本年、貿易のために長崎を訪れるジャンク船（唐船）の数が少ない場合、（本年）船が帰航する際に長崎会所が翌年度分として注文した商品を、（翌年度に）持ち渡ることを、会社が約束するという条件のもとに、取引の損失を償なうに足りる余分の棹銅（輸出）⁴⁾を会社に許可するという閣下の御好意に対し、そうすることによって、会社の貿易にいくらかの改善が行われるならば、私は非常に喜んで奉行閣下の要望に応じることをはっきり申し上げます。ただし、このような約束をするに当たって、以下のような事前に解決されなければならない若干の難点がございます。

1. 余分の棹銅取得について。
2. 持ち渡り商品の価格について。
3. 全部にせよ一部分にせよ、注文の品を必ず翌年度に持ち渡ることは不可能であることについて。

閣下に対し、会社が平戸から移転して以来、ここ長崎において、わが東インド会社が被ってきた迷惑について説明申し上げるには及ばないでしょう。強制された値組方式によって、小判の品位の貶質によって、棹銅輸出の定額化や、いわゆる將軍の会所によって引き下げられた会社商品の低い価格によって、会社はいかに苦しめられてきたことでしょう。会社の書類には1641年以来こうした迷惑について多すぎるほど言及されております。改善の試みが行われなければ、会社は直ちに（この国から）引き上げるというような極端な行動を取るだろうということに、もしも日本人が思い至らないとすれば、恐らく、会社の迷惑は今後もなお増大するでしょう。そして、会社が撤退すれば、日本人は長崎の没落と日本人自身の破滅という羽目に陥るでしょう。閣下に対し、私はただつぎのことを想起して頂きたいと思います。

1751年に商館長・ムート⁵⁾が結んだ契約は会社に年額11000ピコルの棹銅輸出を許可しましたが、長崎会所はこの契約の履行にはなはだ不誠実でした。また1764年、以後の棹銅輸出額は僅かに8000ピコルとすることを通告されたとき、会社はその損失をいくらかでも軽くするため、（日本への）渡航数を減らさざるをえず、8000ピコルの銅を輸送するにはそれで充分だったので、二年間に三艘の船を送ることにしました。しかるに、1765年度および1767年度の先例から、貴方がた日本人はこの方式が永続化されることを恐れました。なぜなら、一艘の船しか派遣されない年に、その船にまさかのことがあった場合、貴方がたはわれらが積荷から得られる大きな利益と慣例の贈物、さらにジャンク船（貿易）に必要とされる底荷が手に入らなく

なることに気付いたからです。（かくして、棹銅輸出は）1000ピコルが増額され、さらに700ピコルが特別に許可されました。⁸⁾ 貴方がたはこの増銅を、貿易船の来航がたった一艘だったにもかかわらず、恒例の拝謁を行ったことに対する嘉納のしるしであると、あえて見做そうとしました。実際には、会社に毎年二艘の船を派遣させることによって、いずれの年にも（船が来航しないという）危険を少なくするために、増銅が行われたのですが。

貴方がたがわれらと交渉する仕方をわれわれが承知していることは、以上のことから明らかですが、私は胸襟を開いて閣下と交渉し、私の申し上げたことから、閣下が早い時期に必要な判断を引き出されることを閣下自身にお任せ致します。

1. 東インド西方（バタヴィア以西）の諸商館において、棹銅は会社の貿易上重要な部門を構成しており、かの地の人々にとって不可欠のものです。かの地の商館長が毎年非常に力を込めて説いているのはすべてこのためです。長崎会所は中国人への（棹銅）販売により多くの利益を挙げているのに、われわれの利益について誇大な考えを抱いていて、会社との取引は彼らの意のままであるという判断のもとに、結果がどうなるかも考えず、彼らの利害にもっともよく合致するように、次第に会社の（棹銅）輸出額を縮小しました。そのため、会社は、毎年、諸商館からの注文に充分に応じることができず、また西洋諸国民の必要を満たすことができない状態におかれました。彼らはなんらかの方法によって銅入手しようと考え、そのための解決をスウェーデン銅に見出しました。スウェーデン銅は日本銅にはとても太刀打ちできませんが、品質上の弱点にもかかわらず、低価格と不可欠の必要性は彼らをそのように踏み切らせたのです。以来、彼らは諸国から運ばれて来る銅の品質改良に努めて、近年、ハンガリー銅の改良にほぼ成功しました。そのため会社は、最近、毎年、大量の銅を販売するのが常だったコロマンデル海岸からバタヴィアへ、1780年度には一ピコルの注文もこないという困った事態に見舞われました。¹⁰⁾ 倉庫には銅の在庫が大量に残っており、会社は銅から得られるはずの利益を失っただけでなく、投下資本への非常に重い利子負担に苦しんでおります。日本人がわれわれの言い分を聴き入れて、（銅輸出の）大幅な許可により、会社が競争者たちを排除することができるようしてくれたならば、貴方がたはこうした会社の苦境を阻止することができたでしょう。

いまやコロマンデル沿岸へは、毎年、大量の銅が棹銅入手するよりも安い値段でヨーロッパからもたらされております。そして、会社は対日貿易の遂行に大きな赤字を出さずに、かの地で現行棹銅価格の引下を実現することはできません。もしも会

社がこの国で仕入価格の引下を許されたうえ、この国からの大量輸出によって、ヨーロッパ銅よりも常に高く評価されている棹銅を、もっと安い価格で、インド人の需要を満たすのに必要な量だけコロマンデル海岸へもたらすことができなければ、会社は棹銅を販売することはできません。しかし、そのためには次のことが必要であります。

2. 長崎会所が（会社の）持ち渡った商品に対して、その商品で得ている途方もない利益に見合った値段を支払えば、この国で重い負担に喘いでいる会社にとってある程度の助けになるでしょうが、現在のところ、会社の商品価格はきわめて低いので、細かく計算すると、多くの費用を要する仕入値さえ割っております。たとえば、この国でもっとも需要の多い商品のひとつ、砂糖は東インド西方諸商館やペルシャ湾岸において、一ピコルにつき日本の価格表示にして10タエルで需要があり、バタヴィアにおいて、胡椒は中国人には特別の恩恵をもって、ときに一ピコルにつき17～18タエルで販売され、また、1780年、錫は中国で一ピコルにつき日本の38タエルで販売されました。¹¹⁾これらの事柄が事実であることを確かめるため、ジャンク船の中国への帰航に際し、どうか閣下におかれでは、毎年、絹織物・毛織物と並んで、これら三商品が大量に運び込まれるのは何処であるかの情報を得て頂きたいものです。ちなみに、絹織物と毛織物はもっぱら日本向けにコロマンデル沿岸・ベンガルとオランダからもたらされます。さて、このような事情ですから、もしも日蘭貿易になんらの対策もとられないとすれば、日本への渡航を長期にわたって維持することが会社にとって好ましいことでないことは閣下ご自身にもご賢察頂けるでしょう。持ち渡った商品の値上をその基本に据えない限り、私は渡航を継続しようとするなんらかの取決めに同意するわけには参りません。

3. オランダ船の帰航に際して、長崎会所が翌年度分として注文したすべての商品を翌年直ちに持ち渡るということを、私は会社に引き受けさせることはできません。注文と言ってもそれは確定的なものでなく、多かれ少なかれこの国における売行により左右されるし、他方、ときに海難に遭えば、輸送に使う船や熟練した船員はことごとく不足することになり、また絹織物や毛織物の製造をインドやヨーロッパで注文生産させるためにはかなりの時間を必要としますから、会社は不確定のものに基づいて、この国で需要を見出せず、持てあますかもしれない商品を大量に諸方から持ち渡るわけにいかないのでです。したがって、この提案がわが東インド政府に受け入れられるためには、以下の五点に関して同意が必要です。

1. 長崎会所はすべての持渡り商品の値上を決定し、また同時に、毎年、丁子二

万斤を買い入れる。これに対して、私は需要に見合う量の砂糖、錫、蘇木、デュカット貨、鉛、その他の商品を持ち渡るよう会社に引き受けさせること。

2. (長崎会所は) 桟銅の輸出を増額し、かつ、多数のジャンク船来航とか桟銅不足とかいう口実によって、その輸出量を減額することなく、常に定額を確保すること。

3. 会社の船の帰航に当たって長崎会所が要望した商品については、希望する品質と量の商品を仕入れる機会を会社に与えるため、それが東インド産物であっても、バタヴィアに在庫がなければ、二年目(翌々年)に、本国産品ならば三年目に持ち渡すことになるということ。

4. 船の遭難あるいはその他の不測の出来事によって、その年の分として注文された商品のどれかについて、会社が全然あるいは半分しかその注文に応じられなかった場合、それが惹き起こされた理由に納得のゆく説明をしたうえで、もっとも需要の多い商品のどれかでその商品の代わりを埋め合わせれば、定額の桟銅輸出にはいささかの変更も加えられないこと。

5. 長崎会所はいかなる商品についても、われわれがそのことについて正当であるとみずから認めて完全に納得しない限り、品質が劣ることを理由にして、その価格を引き下げてはならない。(われわれが価格引下の) 正当性を認めた場合でも、申出の(引下) 価格に応じるか、それともその商品をバタヴィアへ積み戻るかは会社の自由であり、また品質のすぐれた当該商品を翌年また持ち渡った場合、旧来の価格が維持されなければならないこと。

この国における貿易の継続がかかっているこれらの点をすべて完全に履行することに合意が得られたならば、これに関する紛争を予防するため、うえに明文化したことのすべてを内容とする文書を二通作成し、東インド政府当局の批准を求めるため、一通は閣下と長崎会所が、他の一通は慣例に従って私が会社の名前において署名をすることによって、すみやかに公文書とし、そして来年度¹²⁾.....しなければならない。

出島 一七八二年十二月十日 I. ティツィング

われわれは、従来常に、もっと多くの銅入手するよう(バタヴィア当局から)非常に強く要請されてきたが、バタヴィア当局からの1781年6月24日付け機密書簡での、売行の減少と在庫の大量のゆえに、今後、桟銅を大量に入手しようと努めるには及ばないとする通達は、以下のような理由のためなおさら、奉行の提案に同意

することを私に躊躇させた。すなわち、輸出銅増額の許可は、長崎会所が翌年度に要望すると予想される商品を間に合わせるかどうかにかかっているが、このことは銅の増額許可が会所の気紛れな意向によって決められるばかりでなく、会所の注文を常に満たすことは不可能だという事情によって、銅の引渡においても、われわれは会所の一存のもとに置かれているからである。このような理由で、私は上の返書を差し出す必要があると判断した。この文書は暫定的な取決めであって、（来年度）会社の船が来航したとき、バタヴィア当局からの書簡次第では、会社の利害にもっとも合致するように修正されうべきものである。

12月17日 前述の年番（小通詞檜林重兵衛）が来て、例の返書に適切な和解を施して提出したこと、また、家老を通じて奉行から以下のように申し渡されたことを伝えた。すなわち、この問題はその影響が余りにも大きいと見え、奉行は取引に際して値上の権限を持たず、それは会所と江戸に在る將軍の勘定方の権限に属しているので、自己の裁量でこのような取決めをすることはできない。しかし帰任の際、そのため必要な証言を宮廷（幕府）においてすることはやぶさかでないと。

また、小通詞が語るところによれば、代官、町年寄、会所の役人を初めとして、その生計を將軍に負っている長崎のすべての役人は誰であれ、僅かに普段の俸給の五分の一しか貰えず、そのため、多くの者が困難な家計に苦しんで餓死を免れず、牢屋は犯罪人で一杯に溢れ、民衆のあいだに怨嗟の声が甚だしいので、この冬はどれほど放火と殺人について絶えず聞くことになるか、誰にも正確な見通しが立たない。また、外国（オランダ）人が来航せず（1782年、オランダ船は欠航）、したがって会社の商品の他には、他の地方の住民をこの町に引きつける何物も持たない長崎は衰滅するに違いないと。

同日、大通詞幸作（吉雄耕牛¹³⁾）が勘定方の名代として私のもとに来て、オランダ帆船の建造と操縦術を日本人に教授するために、（オランダ人の）船大工、若干の舵手、水夫を呼び寄せて欲しいと申し出た。私は同閣下に対して以下のように伝えた。すなわち、（本年）長崎に蘭船が入津しなかったのは我が国がきびしい戦争に巻き込まれている証拠であって、オランダにいる船大工も東インドにいる大工もすべて戦艦の建造に使役されているから、会社は將軍の思召に叶うよう努力することにやぶさかではないが、この申出に応じることができない状態に置かれている。もしも將軍が、オランダ船の来航に際して、必要な能力を持ち、そのような訓練を受け入れることができると判断される日本人百人をバタヴィアへ送ることを許可されるならば、東インド会社当局が彼らを会社の造船所に配置し、造船に關係ある一切

の仕事に熟達するようにし、再び日本へ送り返すように約束する。1635年（寛永12年）の將軍吉宗（家光の誤り）の（海外渡航）禁止令やその原因になった当時の混乱やローマ旧教蔓延に対する日本人の危惧の念について、私はよく承知している。そのとき以来、日本人はずっと教化され、この国には長い年月にわたって永続的な平和が続いているのであるから、今こそ躊躇することなく禁止令を放棄すべきである。なぜならば、ある法令を継続してゆくに当たっては、その法令を堅持することによって生じる利害得失に絶えず意を注がねばならないからであると。去るにあたり、大通詞は私の返答をその通り（勘定方）に報告すると約束した。¹⁴⁾

12月23日 本年、廣東には一艘の船も来航しないうえ、東インド全域が騒乱状態にあるという噂が流れており、また、バタヴィア近傍でも激戦が行われた、という中国人によってもたらされた風説を奉行から伝えられたので、私は閣下に感謝の意を表し、以下のように申し上げた。すなわち、戦争の噂を疑うことはできないが、中国人の語ることは信用できない。なぜなら、オランダ人、フランス人、イギリス人以外に多くの国民がインドへ渡航しているので、これらの国民がわれわれ（蘭・仏・英）の紛争によって貿易活動を妨害されることは多分無いだろうと。

1783年1月27日 本日、ヘイリヘンドルプ殿宛の書簡を帰帆のジャンク船二艘のそれぞれに託して送った。米価高騰のゆえに、將軍の米蔵からの援助を奉行に請願しておいたが、請願は却下された。私の確信するところによれば、わが通詞らは請願を取り次がなかったのだろう。

2月24日 ジャンク船の来航以来、値上げに関する交渉について詳しい情報は何もえられなかった。大通詞幸作は勘定方に事の顛末（12月17日の勘定方の申出に対するティツィングの返答）を報告したところ、私が拒否した理由をすっかり納得したという返答を得たと私に伝えたが、彼の考えによれば、提案された方策はきわめて重要であっても、種々の理由から將軍（家重）はそうした方策をとらないだろう。その最大の理由は、良識ある日本人はみな日本の置かれている不幸な状態について非常に嘆いているにもかかわらず、將軍は知能が劣っており、彼の伯父で、日本人のあいだで決して評判のよくない閻老の主殿守（田沼意次）によって意のままに動かされているからであると。私の考えでは、かの（渡航）禁止令が廃止されて、もしもそのことが事前に國中に知れ渡るならば、（百人どころか）一箇月のうちに二万人の人々を募ることさえも容易であろう。しかしながら、現在の將軍世嗣（家斉）が薩摩藩主（島津重豪）の息女と結婚し、將軍の地位に就けば、彼の舅の誘導によって、幸いにもなんらかの変革が生じるだろうと誰もが期待して、人々は

ますますこの問題について考え始めているように思われる。

3月1日 本日、奉行は小通詞重兵衛を通じ、長崎において、帰航する中国人のジャンク船に用立てるために、バタヴィアから燕窩（エンス）を送り付けるよう提案した。私は奉行に対してつぎのように伝えた。すなわち、ジャンク船のバタヴィア出帆の節、燕窩の値段は暴騰し、1781年には、中国人は一ピコルにつき1700ポンドで燕窩を輸出した。それゆえ、もしも上の契約を結ぶことになれば、この産物がかなりの量もたらされた場合、非常に大きな金額となり、日蘭貿易の定高三十万タエルはあまりにも少なすぎるということに対して、しっかりした取決めを事前にしておくことが必要である。そして、奉行はこの取決めのほかに、会社がいかなる損失も受ける危険のないように、窃盗に対して厳しい禁令を設けることを約束しなければならない。そうしなければ、この提案は奉行を信頼してともに仕事を進めてゆこうとして、対日貿易をすべて無にしてしまうからである。さらに、私は1781年の営業成績を小通詞に示したうえ、どの商館からもたらされた商品にもそれぞれに生じている損失を帳簿から転写することを彼に許し、いかに会社が赤字を出しているかを奉行に見て頂くように頼んだ。¹⁵⁾ただし、転写の際、アンボン島の諸産品のところは同時に二丁めくって、（見せないように）用心をした。¹⁶⁾小通詞はこれに満足し、この件に関し奉行に適切な情報を伝えると固く約束をして市内に帰った。彼は以前から常に、われわれの言い分の真実性を疑い、不平をこぼすのはすべての商人に通有のものだと考えていたのであるが。

3月2日 （オランダ側は）燕窩のみかえりに中国の繻子、絹沙綾、金を（長崎から）輸出するという奉行の提案に対してつぎのように返答した。すなわち、会社自身が中国で取引をしているので、これらの商品は充分の量がバタヴィアにもたらされており、またこれらの商品は長崎会所を通して入手するより、産地から入手した方が有利なことを奉行閣下には容易に理解されるだろう。また、唐金の品位については信用できないので、金目利を置かなければならないだろうが、それはこの商館にとってあまりにも重い負担になろう。それゆえ、燕窩と同様に中国の繻子、絹沙綾、金の値段を確定して置かない限り、私は上述の提案には応じることができないし、そのためにはまた、事前に、東インド政府の裁可が必要であると。さらに、昨日の首尾を尋ねると、彼（重兵衛）の言うには、家老は奉行閣下が貿易の改善を実行することを疑わず、彼の写しを転写して、それを奉行に見せることを約束した。

3月8日 本日、米価高騰の理由を糾明するため、すべての米穀商人が奉行所に

呼び出された。

通詞らは以下のことを私に確言した。すなわち、すべて短陸路の地方では住民を養うだけの米が生産されないので、大部分の米は他の諸地方からもたらされる。琉球諸島の住民は毎年大量の米を薩摩へ輸出しているが、本年は凶作のため、薩摩から（琉球諸島へ）輸出した。¹⁷⁾ この地方では米は不足していないが、しかし、会社の船が来航しないのは東インドにおいて激しい戦争が行われているからであり、もしかすると、日本もその戦争に巻き込まれるかもしれないという領主たちの懸念によって、米価の高騰が惹き起こされている。領主たちは戦争を遂行することができるよう、自己の米蔵に米の備蓄をしているのである。こうした米価高騰の理由はわれわれには滑稽に思われるが、しかし、事実なのである。各領主は戦争の諸費用を負担することができるよう、めいめい自己の金蔵と米蔵を持ち、戦争に使うお金には絶対に手をつけようとしない。たとえば、広大な領地を持つ筑前の領主のように、借財を抱えているのに、彼の金蔵から必要なお金を引き出すよりも、むしろ高い利子を支払う方を選んでいるのである。

長崎における米価高騰の第一の原因はこの町が外国人との貿易によって無から勃興し、自らはなんらの生産物をも産しないということにある。この町に非常の事態が起こらない限り、この国のあらゆる場所から来航する荷船は（外国人によって）この町にもたらされた品物を運んで行き、米や木炭の積荷を運んで来る。こうした船の往来で、船頭は200タエルの儲けを得て喜び、商品の運搬から得られる輸送料である彼の儲けは、水夫を雇い、船路の往復の費用を賄うのに使われるのである。いまや、会社の船は来航せず、取引にやって来るジャンク船は少なく、荷船の入津もまた少ないので、その少ない荷船のうち、9月23日には積荷を満載した三艘の船が嵐で沈んだので、これらのこととが日に日に米価を高騰させ、それによって、住民のあいだの悲惨はいよいよ度を深め、ひどい窮乏と飢餓を嘆く町中の声は信じがたいほどである。こうしたことから奉行はつぎのようにせざるをえなかった。すなわち、

4月15日 米を購入するため三万タエルを下関へ送ることを。

4月26日 つぎのことを確聞した。すなわち、江戸に戻った長崎奉行長門守は彼の（長崎）支配に関する不評に不安を抱き、許可も求めずに登城し、彼の庇護者たちの非常な骨折りによってようやく切腹を免れたが、そのため彼の資産の三分の二を費やしたと。このことから、われわれは長崎の状況に関する正しい情報が江戸に伝わっていたと推測できる。¹⁸⁾

5月12日 奉行の費用負担で十日間にわたって三千俵の米が貧民に配給されたので、当地において奉行は上下を問わず慈父のように慕われている。¹⁹⁾もしも奉行が人々の嘆きの声を聞こうとして、夜間ただ一人の供を連れただけで市内を巡回するならば、彼が敬愛されている証拠を耳にして満足することだろう。

7月3日 幕府の上席勘定方の一人が会所を引き継ぐために江戸から到着した。彼はまたオランダ船とジャンク船が来航しない理由を調査する責任を負っている。彼は長崎中の誰からでもその理由を聞き知ることができるだろうが、それについて、私も折りあらば私の意見を伝えたい。

8月20日 奉行所に呼び出されて、去年今年と一艘の船も来航しない真の理由を私がどう考えるか奉行に下問された。通詞は、通弁の折り、戦争だけが欠航の理由だと、昨年私が言ったと付け加えた。私は家老たちがはっきりと私の不機嫌に気付いたほど、直ちにそれを否認した。私の返答は以下の通りである。すなわち、日本へ来航しなかった理由は一部分たしかに戦争のせいであるが、会社はしばしば戦争に巻き込まれながらも、毎年日本へ船を送ってきたのであるから、欠航の主たる理由は対日貿易が赤字のせいであると思われる。また、あらゆる申入にもかかわらず、なんらの貿易改善を行わせることもできなかったので、ヨーロッパ（本社）からも、この国への渡航を減らすようにとの訓令があった。さらに、バタヴィア政庁も会社の商館長の身体に加えるひどい取扱に不満を持っている。会社の首席職員は世界中いすこにおいても尊敬をもって遇せられるのに、このようなひどい扱いは日本人の文化について低いイメージを与えていた。それゆえ、私はこれらのことについて奉行が配慮されることを願うものであると。

奉行はさらに、（本年度）これから会社の船が来航するというように私が考へているかどうかを下問された。私は24日まではまだ期待していると答えた。というのは、1720年にも、その前年（1719年）には一艘の船も来航しなかったのだが、同様（遅れた来航）²⁰⁾の例があったからである。

奉行は私が食料に不足していないかどうかと三つめの下問をされたので、会社にとって米はもっとも重くのしかかる悩みの種であって、將軍の米蔵から援助を仰ぎたいという私の請願に対して、残念ながら承諾の返事を得られなかつたので、できる限りの援助をして頂きたいと返答した。奉行に平伏してすべてのことを申し上げると、これに対して奉行は、新奉行の赴任の節、何をすればわれわれにとってもっともよいかを新奉行とともに考慮するから安心するようにと返答された。これをもって、奉行に別れを告げ、そのあと、奉行所を辞去するまえに、私は通詞たちの

底意ある通弁に対し、きつく叱りつけておいた。

夕刻、ある人物（ナンサブロー）²¹⁾が私のもとに送られてきたが、彼が言うには、今日午前中の奉行所でのいきさつから、通詞らが私の言うことを果たして正確に通訳しているのかどうかを、いかに奉行が疑っているかと。また奉行閣下は、私がこの人物を通じて奉行に返答を差し出さなければならないときは、私の意見を文書に認めて欲しいと要望していると。私は以下のように奉行へ伝えるよう彼に頼んだ。すなわち、今度の件についてばかりでなく、他のすべての件についても、私たちは通詞らのうち誰一人信頼することができない。彼らは自分らが良しと考えることのみを奉行に知らせ、そのようにして閣下とわれらを欺いているのだと。そして、私は彼が言葉通り訳せるよう、私の返事を彼に渡すことを約束した。

本日、勘定方によって、船が来航しなければ、將軍から給料を得ている者はすべて、普段の俸給の五分の三を受け取ることになると定められた。これによって、今冬は長崎中がひっくりかえるような大騒ぎになるだろうと憂慮されている。

8月22日 本日、奉行は本年度と昨年度に船が来航しなかったことに関して、私の意見を文書に認めるように求めてきたので、私は通詞らに以下の文書を手渡し、さらに、その写しを例の使者に私の前で逐語訳をさせ、署名をして彼に渡した。

長崎奉行閣下 久世丹後守様へ

閣下の名前において、二人の年番通詞より、²²⁾ 今月20日、奉行所において、私になされた質問に対する私の考えを文書に認めて差し出すよう求められましたので、その返答を致します。すでに前年、閣下に申し上げた諸理由、とりわけ会社が対日貿易で被っている損失という理由は依然としていまも存在しております。すなわち、長年にわたって商館長がデータを示してもなんらの改善を進めることができず、1781年度、会社はこの損失により会社資金 51694.4 タエルを減少させました。この損失がまずこの国への派船を減らすように訓令することをオランダの本社重役会に決定させたことは、すでに1781年に見られる通りです。すなわち、対英戦争とあいまって、この訓令こそオランダ船が海上の遭難を免れ、また敵船の襲撃に曝されないようにするため、その年（1781年）一艘の船も日本へ派遣しないことをバタヴィア政庁に協議決定させたのであります。しかし、もしも会社がその積荷に対して、支払わなければならない重い負担に釣り合う適正な利潤を挙げていたならば、海上の遭難や敵の襲撃を恐れることは無かったでしょう。

上述の件以外に、同時に私はここで以下の件について申し上げたいと思います。

すなわち、会社が船を送っている全世界のあらゆる場所で、会社の権限を代表する者はあらゆる敬意をもって遇されているのに、この国で商館長が軽視されているのを見て、会社は非常に遺憾の念を持っております。東インドでもっとも洗練されている国民である日本人が商館長に対して加えるかかる侮辱は、ひとり商館長に対するのみならず、彼を派遣したバタヴィアの総督・政府自身に対する侮辱と考えられます。

すでに昨年度、私は詳細な文書をもって、東インドにおける会社の対日貿易の状況を閣下に報告致しました。それらのすべてをここに繰り返すのはあまりにも長くなりますから、そのことを言及するにとどめておきます。英明の誉れ高き閣下がこれらのことについて宜しくお取り計らい下さり、その結果、この国における取引が順調に継続してゆくよう期待致しております。

日本 長崎商館 一七八三年八月二十二日 I. ティツィング

8月24日 本日、彼（ナンサブロー）は通詞らにより翻訳された以下のような内容の文書を私のもとに届けてきた。すなわち、私はオランダ船が来航しない理由を、昨年述べたと同様に、海賊を恐れているからであり、また会社がきびしい戦争に巻き込まれているからだとしており、さらに私は商館長が身体検査を受けないですむよう、取引上の改善を要求していると。そして、彼が付け加えて言うには、奉行はこのような仕方で（通詞らによって）誤った印象を与えられていることを非常に怒っているが、このことはまだ（通詞らには）知らせずににおいて、オランダ船（トロンペンブルフ号）²³⁾が入津したいま、彼ら通詞が、以後、奉行に対して何を言うかに注目したいと。

8月28日 上述の文書に返書が届かないが、返事が来ないのは以下の理由によるだろうと知らされた。それによれば、奉行は会社が東インド西方で被った損害を非常に残念に思っており、また会社がそのようなわけで昨年度一艘の船も日本へ差し向けることができなかったことをよく了解できた。また、取引の改善は奉行閣下ではなく長崎会所の所管に属しているから、彼はこれを行うことはできない。しかし、奉行は帰府のあつきにはわれわれの不満を上申してくれるであろうと。

午後、私の腹心（ナンサブロー）が奉行の名前で以下のことを知らせに来た。すなわち、26日、幕府に送ることのできるように、風説書について聴取に来た通詞らが伝えるには、²⁴⁾ 船が来航しないのはきびしい戦争のためであり、ムガル帝国が突如ナガパトナム（ネガバタン）を占領し、会社はもはや東インド西部にひとつの商

館も持っておらず、またバタヴィアは全面的な戦争下にあると。

会社にとって、コロマンデル海岸で、ハイデル・アリを敵とするのはイギリスを敵とするよりもいっそう大きな災いだったので、日本人がこのような話によって抱くかも知れない観念が会社に不利であることを考慮し、私がその写しを受け取っていたハイデル・アリと（コロマンデル）長官ファン・フリッシンゲンとのあいだの条約文を彼（ナンサブロー）に私の目の前で逐語訳にさせ、かくしてこれを奉行に提出させた。また、奉行の要請により走り書きの簡単な積荷目録を彼に託し、²⁵⁾以下のことを考慮頂きたいと申し添えた。すなわち、会社は日本人を喜ばせるため、彼らが多くの必需品に不足しないようにとこの船を日本へ送ったのであるから、持ち渡った商品は目一杯お引き取り頂くよう閣下の公正に信頼するとともに、来年度、会社が日本へ船を送る場合、注文の品を間に合わせることは戦争の災禍のため容易ではないが、できるだけの努力を払うと。

さらに、私は彼を通じて以下のことを行お願いした。すなわち、通詞らが、奉行に総督と東インド評議会の見解を正しく理解してもらうよう、バタヴィア総督はわれわれのもとへ特別の訓令を送らなかったかどうかを、私に対して尋ねるようにさせてくださいと。私は彼に対して、近年会社がいかに対日貿易を重視しているかを詳しく話し、そのために、守秘の約束のもとに、受けとった通常書簡の中で、日本貿易を中止して商館を移すと脅かしてもよろしいと書かれている部分を適宜に読んで聞かせた。このことは、ものの半時間も経たないうちに、両奉行の耳に入るはずである。

8月29日 本日、奉行は通詞目附の吉雄幸作および大通詞名村元次郎を通じて、昨年度は一艘の蘭船も来航せず、今年度はただ一艘しか来航しなかった理由、また、これに関して、バタヴィア総督がなにか特別のことを私に通達しなかったかどうかを私に尋ねた。私はその件に関しては文書を作成し、明日、積荷目録を提出する際に、年番町年寄に差し出して奉行の手に届くようにすると答えた。²⁶⁾

8月30日 年番町年寄たちに積荷目録と樟脳の注文書を差し出し、樟脳は必ず新しい樽に詰めて引き渡してくれるよう条件を付けた。その後、町年寄らの辞去に際し、私は必要な前置を述べて以下の文書を手渡し、それを通詞らに翻訳させて奉行閣下に差し出すよう、また閣下に宜しく申し上げるように頼んだ。

長崎奉行閣下 久世丹後守様

下記に署名の商館長らは、オランダ船（トロンペングルフ号）到着後、総督や東

インド政府から受け取った書簡や文書類を丁寧に読み終えたので、もしも閣下がわれわれから、昨年は一艘の船も送られず、本年はただ一艘しか送られなかつた眞の理由をお聞きになりたいならば、それに対してきわめて率直にお答えするために、会社の対日貿易について総督閣下が述べ、訓令してきたことをここにお知らせ致します。

昨今の対日貿易で、会社がその商品につけられる低い価格のゆえに被っている大きな損失、また、東インド西方へ向けてのヨーロッパ銅流出のため、いまなお大量に会社倉庫に眠っている銅の滯貨、会社が現在巻き込まれているきびしい戦争、会社はこれらの諸理由によって、持ち渡った商品で相応の利潤を挙げられる商館、つまり日本以外の諸商館のために船を使用しております。しかしながら、バタヴィア²⁷⁾総督は残留した商館長が総督の意向で折々に差し出した貿易改善の要望書に対して、長崎奉行が適切な注意を向けられることを、また日本で非常に需要の多いさまざまな商品が決して不足することがないことを希望して、本年、必要な商品を積んだ船一艘を送ることを決定しました。またそれによって総督は、会社の商品が以前のような価格を回復することができれば、この国への派船継続を依然として望んでいることを日本人に示そうとされたのであります。総督はそれとともに以下のことをも閣下に強く要望するようわれわれに命令しております。すなわち、日本当局は、以後、商館長が身体検査を受けるという侮辱をどうか免除し、かかることは東インド当局自体への非礼に他ならないということを考慮して頂けますようにと。

上述の二点について良い首尾を希求しつつ、閣下がわれわれに対して援助を与えるようお願い致します。閣下のご援助は常にわれわれの真に感謝するところとなるであります。

八月三十日 日本 長崎商館 I. ティツィング H. C. ロンベルフ

同日夕刻、私の腹心に上の文書を私の目前で翻訳させ、奉行のもとへ持参させた。さらに、昨年またまた生じた目方不足にバタヴィア当局が非常に不機嫌なので、樟腦は1780年に参考として送られてきた樽に詰めて引き渡すように、さもないと樽脳の注文を取り消すことになろうと奉行に申し入れることを家老に頼むよう、彼に言い付けた。

9月1日 昨日の通詞らとの会話で、よい結果がえられる希望は少ないことが分かったので、私は方向転換を計って、彼ら自身の利益という点に訴えようと決心した。なんとなれば、彼らはこの問題がすべてこの長崎の悲惨な状態と関わりを持っていると信じていることを、私は充分に承知していたからである。

9月2日 本日、通詞仲間に来てもらい、私がしばしば試みてきた取引の改善について多くの言葉を費やしたのち、つぎのように彼らに言った。すなわち、いまやなんら遠慮することなく貴方がたの誇り高き言い分を私に言うべき時である。貴方がたの誰もが負債を負ってこれから逃れる方法を知らず、商人からは信用貸しを断わられるというように、貴方がたの悲惨な状態を私は承知している。そのうえ、貴方がたの幸福ばかりでなく、うえは奉行からもっとも貧しい人々に至る全住民の幸福は外国人の来航に掛かっている。いまはこれほど住民の多い長崎の町も外国人の来航が無ければ三年以内に衰亡するだろう。また、貴方がたも知っているように、私は信頼できる会社の交際仲間によって、長崎ばかりでなくこの国全体についても、多くの非常事態が生じていることを承知しているので、それによって、オランダ船の来航がいかに重要であるかを容易に推測できる。われわれが本気だとすれば、貴方がたもわれわれに対して真剣に対応すべきであると。

さらに、来年度は年番大通詞を勤め、1785年には江戸参府に従う大通詞の吉雄幸作の前へ行き、参府に随行すれば、贈り物に使われる品物の残りから得られる儲けや、長崎会所から与えられる砂糖など、通詞らの最大の利益は参府にあることを幸作に説明した。もしも貴方がたがいま、一般的には貴方がた通詞の幸福を、別しては貴方自身の幸福を大事だと考えるならば、私の述べたことを本当だと思うはずである。そして以下のことを奉行に申し上げるべきであると。

すなわち、将軍の利益を監視することが奉行の任務であるのと同様に、会社の利益を促進することが私の任務である。そのために、私は東インド政府に対して会社の対日貿易について必要な情報を与えることを要請されると。なおまた、私はいかめしくつぎのように断言した。すなわち、本年度に会社商品の値上を実現してもらえない場合、私はバタヴィアへ戻っても、政府当局が来年度に一艘の船も送らないと決定するまでは、落ち着くことはないだろう。したがって、このことが奉行や長崎に、また貴方がた自身に引き起こす結果を貴方がたは早く予見すべきであると。通詞らは狼狽し、私がいま発言したことを行ふに違いないと信じて、この件について自分たちのあいだで協議し、私の発言内容を奉行に報告することを約束した。

9月3日 本日、まじめな大通詞吉雄幸作と名村元次郎および目附の訪問を受けた。しばらく雑談のあと、彼らは難しい目付きとなり、取引の改変は江戸の権限に属しているので、奉行は江戸に戻れば改善のために仲介の労をとるだろうと相も変わらぬ昔の歌を繰り返した。通詞らの毒にも薬にもならぬ話を聞かねばならぬことに疲れて、私は以下のことは誓って確かなことだといかめしく言い放った。本年

改善が行われないならば、將軍の勘定方が損得勘定をすることのできる時間を与えるために、私は来年度一艘の船も送らないように取り計らうつもりだと。通詞らは長いあいだ相談したのち、私が設定した毛織物、絹織物、綿織物の価格を知ることができれば、その価格をどのくらいまで認めることができるかを検討したいと申し出た。私は希望価格を彼らに知らせることを約し、直ちに1716年の長崎会所設立（実際は1698年）以来の会計帳簿の抜粋を調査し始めた。

夕刻、私はすべての商品について私が設定した価格の表を彼らに与えた。下表は1716年の会所設立以来のいずれかの年に、会社が享受した最高値、もう一つの欄は本年度の希望価格である。

過去における長崎会所の最高仕入価格					本年度希望価格
大羅沙	黒	一間	1722年	9. 7. 5. - タエル	11. - . - タエル
"	白	"	1720, 21 "	9. 2. - . - "	9. - . - . "
"	萌黄	"	1722 "	9. 1. 2. - "	9. - . - . "
"	花色	"	1722 "	9. 5. 1. - "	9. - . - . "
"	紫	"	1728, 29 "	5. 5. 2. - "	9. - . - . "
"	茶色	"	1723, 24, 25 "	9. - . - . "	9. - . - . "
"	黄	"	" " "	9. - . - . "	9. - . - . "
"	猩々緋	"	1716, 27 "	11. 3. 2. - "	12. - . - . "
小羅沙	黒	一反	1725 "	119. - . - . "	100. - . - . "
"	花色	"	1718, 20, 21 "	114. 5. - . - "	100. - . - . "
"	萌黄	"	1722 "	111. 5. - . - "	100. - . - . "
"	猩々緋	"	1716, 20 "	119. 5. - . - "	100. - . - . "
羅背板	黒	"	1727 "	31. 4. 6. - "	35. - . - . "
"	花色	"	1727 "	31. 4. 6. - "	35. - . - . "
"	猩々緋	"	1716 "	30. 8. - . - "	35. - . - . "
"	萌黄	"	1727 "	30. 2. 8. - "	35. - . - . "
へるへとあん	黒	"	1747 "	28. 6. - . - "	28. 6. - . - "
"	萌黄	"	1747 "	28. 6. - . - "	28. 6. - . - "
"	花色	"	1747 "	28. 6. - . - "	28. 6. - . - "
"	猩々緋	"	1747 "	28. 6. - . - "	28. 6. - . - "
"	黄	"	1747 "	28. 6. - . - "	28. 6. - . - "
"	紫	"	1764～81 "	21. - . - . "	28. 6. - . - "
きかん奥嶋	極上	"	1763～ "	11. 2. - . - "	13. - . - . "
"	上	"	1735 "	10. 5. - . - "	12. - . - . "

きかん奥嶋	並	一反	1744～年	6. 8. -.- タエル	9. -.- タエル
一番更紗		"	1720 "	3. 1. -.- "	3. 5. -.- "
二番更紗		"	1721, 23 "	3. -.- "	3. -.- "
木綿緥		ピコル	1723 "	24. -.- "	30. -.- "
白砂糖		"	1716, 24 "	6. 5. -.- "	7. 5. -.- "
シャム蘇木		"	1723 "	6. 5. -.- "	7. -.- "
ビマ 蘇木		"	1743 "	5. -.- "	6. -.- "
胡椒		"	1723, 24 "	13. -.- "	18. -.- "
錫		"	1764～現在"	22. -.- "	24. -.- "
鉛		"	1719, 現在"	8. -.- "	10. -.- "
丁子		斤	1724 "	1. 7. 5. 2 "	2. -.- "
母丁子		ピコル	1717 "	42. -.- "	4. -.- "
木香		斤	1764～"	1. -.- "	1. 5. -.- "
スラット阿仙藻		"	1746 "	-3. 6. - "	-5. -.- "
ミイラ		"	1751 "	3. 4. -.- "	5. -.- "
象牙		"	1758 "	1. 2. -.- "	2. -.- "
デュカット貨		箇	1768 "	2. 4. -.- "	2. 8. -.- "
絹織物	全種類について値上すべき価格			一反につき	9. -.- "
皮	すべての鮫皮は価格の二分の一の値上をすべきである。				

この価格表を読み終へたのち、通詞らの言うには、これらの中には日本人には必要性の少ない商品が沢山ある。しかし、そうでない（必要な）商品をこのようない（高い）値段で仕入れるわけにはゆかない。ともあれ、この価格表を奉行に差し出し、この件について長崎会所と相談することにしようと。私は彼らに、この価格表のようにならなければ、来年度はきっと一艘の船も来航しないことになるだろうと明言した。こうして、彼らは辞去した。

9月5日 通詞らが、長崎会所はすでに1781年に、かなりの価格引下をしなければ一千斤以上の丁子を受け取ることはできないと会社に通告したのであるから、このように大量の丁子を引き取ることに反対していると知らせてきた。私は通詞らに、以下のことを忘れないようにと会所の役人たちに伝えるように求めた。すなわち、会社はきびしい戦争に巻き込まれているため、敵に立ち向かったり、取扱商品に利益が得られる諸商館に商品を送り付けたりするために船を必要としている。そのうえ、商品を販売してなんらの利益も得られず、東インド西部の戦乱で売れぬため、まだ大量に銅の在庫があるにもかかわらず、会社はこの国が多くの需要品の不足に決して見舞われることがないよう、集められるだけの商品を舶載した船一艘を、本

年、日本へ送ることを決定したのである。それはほぼ二世紀以前から、他の国民以上にこの国を大事に扱おうとする格別の好意と特別な配慮があったればこそである。それはまた、船が来航する前に、貿易改善を要望する申し出が私の働き掛けで多少の成果を挙げていることを、また上に述べたわれわれの考慮が日本人の側の公正さと感謝を促すことを期待したからでもある。もしも日本の政府がさきほど述べたような理由で取引の改善に踏み切らない場合、貴方がたは飢餓のために食料の施しを求める羽目に立ち至るだろうと。彼らは私の発言に耳を傾けたようにみえた。そして、できるだけ改善を実現させるため、全力を傾けることを約束した。

私の腹心に以上のすべての経過を翻訳させたあと、これを奉行に届けるために、夕刻、彼を奉行所に赴かせ、この件について私を援助してくれるよう奉行閣下に懇請した。

9月6日 私の腹心が、昨日の文書を筆頭家老に手渡し、奉行は本年樟脳などの商品に関して充分に用立てたいと望んでいるので、安んじているようにとの返答を得た、という知らせを持ってきた。

9月7日 上述の大通詞吉雄幸作と名村元次郎がすこぶる威儀を正して來訪し、長々と無用なお喋りをしたあとで、本年、奉行は取引を改変することはできないが、江戸に戻ったあつきには改善を加えるだろうとまたもや昔の歌を歌ったので、私は甚だむきになって、彼らにここから退出するように求め、もしも貴方がたがなにか（今までと）違うことを言うのでなければ、以後わざわざ私を訪ねるには及ばないと言った。私はすでに奉行から確約を得ているので、彼ら通詞が私を説得して奉行のご機嫌をとりむすぼうとする以外、このようなごまかしをどう考えたらよいか私には理解できない。それは彼らの厚顔無恥が極度に現れたものと思われるし、また、彼らは会社なしには飢餓で破滅することになるので、そのような彼らの性質を示すものと考えられる。彼らが会社を援助することを望んでいるのだとくだくなく私に弁解したあと、私は彼らに別れを告げ、彼らは（来たときと）同じように威儀を正して帰った。

奉行は密かに以下のことを私に知らせてきた。すなわち、奉行は私が要望した価格に同意することはできない。また、日本人が必要からというよりむしろ慣習的に注文してきた商品が多い。さらに、毛織物の価格はずっと以前から著しく下がっている。他方、商人たちが通詞らを通してこれらの件につき私に言ってくるだろうから、私は同じことを彼らから聞くことができるだろう。これに関し、奉行の側で示すと同じように、私も誠意をもって取り扱って欲しいと。（私の方も）筋の通った

正しいことはなんでも実行することを誓って、この喜ばしい申出に感謝の意を伝えた。

9月8日 奉行は彼の腹心を通して、つぎのことを私に知らせてきた。すなわち、彼には商品の値上がりが絶望的と思われる。なんとなれば、この問題には將軍、閣老、その他の高官はもとより、とりわけ勘定方、長崎の役人たちのすべてが関わっており、彼らは砂糖の値上によって自分の収入が減少するので、あらゆる力を振るって値上を阻止しようとするからである。したがって、現行の商品価格を据え置いたまま、取引に対するいくらかの御助成銀を払う方がよいと。私はこのような考慮は当をえたものであると考えたが、また一方で、もし商品の値上を実現することができたら、二艘の船を送る場合、会社にとって御助成銀よりも値上の方が有利であると判断したので、奉行閣下の教示に対して私の感謝の意を伝えると同時に、以下のことを申し上げ、閣下に適切な配慮をして頂くようお願いした。すなわち、閣下のご考慮はもっとも当をえたものではあるが、会社は雅量があるので、今まで贈呈してきた贈物（の量）を減らすようなことはない。つまり、將軍、世嗣、閣老、その他の高官並びに長崎のお歴々へ贈られる品物はすべて現行価格で計算することにする。しかしながら、今後、未長く取引を続けたいならば、商人へ引き渡されるすべての商品と、江戸で贈物を済ませたあと残った（江戸売りの）商品については値上がりするべきである。会社は施しのようなものと考えられる御助成銀を奉行からも將軍からも受けるいわれはなく、ただその商品に対して正当な値段を得たいだけであると。

9月9日 上述の通詞らが嬉しげな顔付をして来訪し、お伝えしなければならない喜ばしい知らせだからと祝意を述べ、奉行の寛大さによって、通例の御助成銀のほか1000タエルを上積みして払うことになったと語った。私はこの通報に感謝したうえで、つぎのように奉行へ言上して欲しいと頼んだ。すなわち、会社は日本人からなら施しを受ける必要はなく、商品に対する適切な価格を要望している。そして、以前からの御助成銀6000タエルはわれわれがここ出島で果たさなければならぬ種々の任務への支払いと見做されるべきものであると。²⁸⁾ 通詞らは目的を遂げることができず、不満げに帰っていった。

9月10日 通詞らが改めて訪ねてきた。ただし用件は全く逆だった。彼らが言うには、この国における毛織物の値下がり、その他の商品の不必要性のゆえに、また値上によって長崎の役人たちが被る不利益、さらに將軍、幕府高官たちへの贈物が減少するという不利益のゆえに、奉行は私の希望する価格を承認できないと。通詞らに対して私はすでに八日の条に記したことを返答したが、彼らは私の返事をもっ

ともであるとし、以下のように述べた。すなわち、もしも私が、奉行が示そうとしていると同様の誠意をもって（希望）価格の引下を行うならば、奉行の側も錫、鉛、デュカット貨、丁子、母丁子、木香、阿仙薬、ミイラ、象牙を除くすべての商品価格を引き上げるだろうと。（除外の理由について言えば）錫は同じ価格で中国人に売り渡され、鉛とデュカット貨は利益なしで幕府の鋳造所へ引き渡され、そして、絹織物は贈物にだけ使われ、丁子以下の商品は非常に必要があるからというよりも何人かの高官の希望を満たすために要望されるものである。かくして、私は改めて希望価格の表を作成し始め、彼らと多くの論議をした結果、会社は注文の商品を、状況が許す限り、できるだけ多く持ち渡るという条件で、下表のような値上に彼らと同意した。彼らが今日中にもこの（価格改定の）件について（奉行に）申し出ることを確約し、われわれは互いに友情を披瀝し合って、相互に別れを告げた。

			現行価格	協定価格	差額 (+)
大羅沙	黒	一間	7. 6. -.- タエル	10. -.- タエル	2. 4. -.- タエル
	白	"	6. -.-.- "	8. -.-.- "	2. -.-.- "
	萌黄	"	7. -.-.- "	8. -.-.- "	1. -.-.- "
	花色	"	6. 4. -.- "	8. -.-.- "	1. 6. -.- "
	紫	"	6. -.-.- "	8. -.-.- "	2. -.-.- "
	茶色	"	6. -.-.- "	8. -.-.- "	2. -.-.- "
	黄色	"	6. -.-.- "	8. -.-.- "	2. -.-.- "
	猩々緋	"	10. -.-.- "	11. -.-.- "	1. -.-.- "
小羅沙	黒	一反	60. -.-.- "	90. -.-.- "	30. -.-.- "
	花色	"	82. -.-.- "	90. -.-.- "	8. -.-.- "
	萌黄	"	60. -.-.- "	85. -.-.- "	25. -.-.- "
	猩々緋	"	72. -.-.- "	95. -.-.- "	23. -.-.- "
羅背板	黒	"	28. 6. -.- "	30. -.-.- "	1. 4. -.- "
	花色	"	28. 6. -.- "	30. -.-.- "	1. 4. -.- "
	萌黄	"	28. 6. -.- "	30. -.-.- "	1. 4. -.- "
	猩々緋	"	28. 6. -.- "	30. -.-.- "	1. 4. -.- "
へるへとあん	黒				
	花色	"	19. 8. -.- "	25. -.-.- "	5. 8. -.- "
	萌黄	"	19. 8. -.- "	25. -.-.- "	5. 2. -.- "
	猩々緋	"	21. -.-.- "	25. -.-.- "	4. -.-.- "
	黄色	"	18. -.-.- "	25. -.-.- "	7. -.-.- "

へるへとあん	紫	一反	21. -.-.-タエル	25. -.-.-タエル	4. -.-.-タエル
一番更紗		"	1. 7. "	3. -.-.- "	1. 3. -.- "
二番更紗		"	2. -.-.6. - "	2. 5. -.- "	- 4. 4. - "
木綿総		ピコル	19. -.-.- "	25. -.-.- "	6. -.-.- "
きかん奥嶋	極上	一反	11. 2. -.- "	12. -.-.- "	- 8. -.- "
"	上	"	9. -.-.- "	10. -.-.- "	1. -.-.- "
"	並	"	6. 8. -.- "	8. -.-.- "	1. 2. -.- "
白砂糖		ピコル	6. 2. -.- "	7. -.-.- "	8. -.-.- "
シャム蘇木		"	5. 1. 6. - "	6. 5. -.- "	1. 3. 4. - "
ビマ 蘇木		"	4. 6. -.- "	5. 5. -.- "	- 9. -.- "
胡椒		"	10. -.-.- "	15. -.-.- "	5. -.-.- "
海黃	無地	一反	7. 1. -.- "	8. -.-.- "	- 9. -.- "
"	縞	"	7. -.-.- "	8. -.-.- "	1. -.-.- "
"	碁盤嶋	"	6. 8. -.- "	8. -.-.- "	1. 2. -.- "
たあれす嶋		"	8. -.-.- "		
しゅりしや嶋		"	8. -.-.- "		
しゅくたす嶋		"	8. -.-.- "		
あれぎあ嶋		"	7. -.-.- "	8. -.-.- "	1. -.-.- "

また、鮫皮の価格は50パーセント上げるべきである。

9月11日 つぎのような知らせを聞いた。すなわち、町年寄半右衛門は外国人世話掛の地位に任じられてはいないが、現在、奉行から外国人の世話を任せられているので、大通詞の右雄幸作は夜遅くまで半右衛門宅で価格の引き上げについて協議し、二度目に、両者が結論を出そうとしたとき、幸作はつぎのように半右衛門に言った。³⁰⁾
貴方は奉行所から帰れば衣服を脱ぎ、疲れていれば就寝するが、オランダ人はそれどころか日本へ到着するまでに、海上で敵や嵐や強風に曝される。そして日本で、われわれは彼らが損失を出して帰航しなければならないほどの価格で商品を買い叩き、奉行から最下層の人々に至るまでその恩恵に与かっているのであると。彼らは激しい議論ののち、ついに意見の一一致に達し、上述の町年寄は、本年、商品の値上は絶対に実施できないが、この問題について宜しく取り計らうことを引き受けたと。

9月12日 午後、以下のことを私に知らせるために通詞らを送ったと、私の腹心を通じて奉行から通知があった。すなわち、本年、奉行閣下は会社に対し慣例の御助成銀に加えさらに10000 タエルを与えるが、これは施しではなく首尾よく取引を継続してゆくための自分たちの好意のしるしとして受け取って欲しく、また自分が

江戸に戻った節は貴下の要望した価格とあの商館長に対する不届きな身体検査の廃止とを働き掛けることを固く約束すると。私は奉行閣下の親切に対して衷心より感謝する旨を、また奉行の言う条件で、10000 タエルの御助成銀を受け取ることを承知した。

その直後、通詞仲間全員が来訪し、上述のことがらを吹聴しながら私に伝え、かくも忠実に通訳をしたといふしとして文書を要求した。私は以下のことをもう一度念を押した。すなわち、会社はいかなる理由があっても商品の値上要求を絶対に放棄しないこと、また、江戸にいる將軍の勘定方が充分に承知し同意しなければ、いかなる値上も認めることはできないが、江戸に戻ったあつきには要望の価格を実現するために努力すると奉行が繰り返してきた確約を信用して、私は本年についてはこの10000 タエルを受け取ることを認めると。私は奉行が示してくれた寛大さに対して感謝の意を通詞らに伝えて以下のような文書を彼らに手渡し、満足してこの件に終止符を打った。

長崎奉行閣下 久世丹後守様

末尾に署名をしている商館長は、本日午後、会社の対日貿易に関し、通詞仲間により、閣下のお名前で以下のことを通告されました。すなわち、

商館長が奉行に要請した会社の商品に対する値上を認めるることは閣下の権限に属していないので、会社が対日貿易で被る損失を償うために、本年については、慣例の6000 タエルに加えて5000重タエルすなわち 10000 軽タエルを会社に与えることを閣下は好意をもって満足されていると。³¹⁾

同時に、閣下は商館長に対して、閣下が江戸に戻った節、商館長の要望する価格を会社のために実現するように、また、今後商館長が身体検査を受けるという不届きな行為から解放されるようにすることを保証する。ただし、本年は、時間的余裕がないので、これについて將軍の認可を得ることはできないと。

閣下が格別の御好意を示されたことに対して、末尾に署名せる商館長は衷心より謝意を表するとともに、閣下の慈悲深い庇護に沿して、商館長がその利益を守っている会社の取引が平和と繁栄の素晴らしい果実を、閣下の寛大な御統治のもとに、末長く享受しうることを希求致します。

日本 長崎商館 一七八三年九月十二日 I. ティツィング

9月13日 商館への樟腦引渡に関する紛争については、奉行により提案された目

方不足の対応策、すなわち新しい樽を要求することは放棄して、以後、樟脳は従来の樽に詰め、1780年に要求した値段、つまり一ピコルにつき一タエル安い価格で引き取るという対策に感謝し、これに同意した。取引改善が許されたとの知らせは、早くも長崎の全住民を活気づけた。彼らはふたたび年二艘の船が入港してくるのを見られると信じているのである。

9月14日 私は通詞らを通して、以下のことを私の出島出航前に通知してくれるよう奉行に頼んだ。すなわち、会所が少数の貿易ジャンク船にしか銅の割付高（一船当たりの貿易許可額）の超過を許可しない場合、閣下は会社に対して通例の割当高に加えて、年にどれ位の銅を許可して頂けるかと。これは商品の販売価格引上によって、いまや購入価格の引下へと転換することが可能になったバタヴィア政庁が、余分の銅を（バタヴィアへ）注文するように勧める書簡を諸商館へ送り、それによって会社の競争者たちに充分な打撃を与えるのに役立つような好機を逸しないためである。この問題（銅輸出の増額許可）に関して、私は自分の前言に固執し続けなければならない。しかし、通詞らから得た返答は、貿易のため来航が許されているのはただの二艘だから、1781年と本年の銅輸出割当額の残り（未輸出分）は二艘の船に満載して輸出する額をはるかに超えている。また、銅不足がいよいよきびしいため、通詞らは割当超過分が許可されるだろうとは思わないし、この許可は事前に幕府に申請しておかなければならない。したがって、通詞らはあえてこの件について奉行へ申し上げないと。私はつきのように彼らに述べた。奉行は昨年小通詞檜林重兵衛を通じ、会所の注文した商品をすべて持ち渡るという条件で、この件（銅輸出割当超過の許可）につき最初の提案をされた。³²⁾ そして、奉行自身はこの件についていかなる権限も持たないが、江戸において、彼の提案が承認されるように働きかける、そうしないと、奉行は幕府の規定に違反することになるからという奉行の返答を受けて、会社は方針の転換を図り、われわれの要望を知らせて、この件に向けて備えるべく以下のような計画書を奉行に提出することを決定したのである。

輸出許可日本銅の輸送計画

1781年 輸出実績	6500ピコル	1781 輸出許可量(含増額)	9700ピコル
1782	"	"	9700ピコル
1783年 輸出	7000ピコル	1783	"
1784年 輸出予定	15000ピコル(大船二艘)	1784	"
1785年 輸出予定	15000ピコル(大船二艘)	1785	"
1786年 輸出予定	<u>14700ピコル</u> (大船二艘)	1786	"
総計	58200ピコル	総計	<u>9700ピコル</u>
			58200ピコル

同日夕刻、私はこの計算書（計画書）を密かに筆頭家老 Sugura Kosemon に届け、これを奉行に差し出して、これに関する奉行の感触を知らせて欲しいと頼んだ。

9月18日 私の使者により以下の報知を受けた。奉行所にある書類から、1719年、オランダ船の来航がなかった節、年割当額の半額の銅の売渡が許可され、さらに翌年にも割当額の半分の増額輸出（増銅）が許可された事実が奉行に判明したが、この問題はあまりにも重要な問題であって、奉行はこれについてなんらの権限も持っていない。さらに、奉行は私がこの問題に向けて無駄な努力をしようとしているように思うが、私があえてこの問題に取り組もうとするならば、新奉行の赴任を待つよう勧めると。

9月24日 私の腹心を奉行のもとへ送って、かねてから奉行に届けてある、出島と船のための大工に関する要望書の件につき援助してほしいと頼み、同時に、閣下が本当に絹織物を求めているのか、それとも通詞らの策謀であるのかどうかを尋ねた。

9月25日 大工に関する要望書はまだ奉行のもとに届いていないので、早急に町年寄たちへ差し出すように、また絹織物を売って欲しいとの奉行からの沙汰があった。というのは、オランダ船によても中国人のジャンク船によても奥嶋はまったくもたらされず、個人の手にある珍奇な品がいくらかあるばかりなので、江戸に戻ったときに幕府の高官らすべてに贈物を配らなければならない奉行は、どうしたらそうすることができるかまったく途方にくれているのである。そのようなわけで、奉行は今後このようなことを前例にしないということで、この件につき自分に便宜を計ってくれるよう求めていると。そこで私は以下のように伝えた。すなわち、このことが今後ふたたび要請を受けるきっかけにならないならば、政府当局諸公は奉行閣下の置かれている窮状を察し、好意をもって、絹織物の販売を認可されるだろうと確信して、絹織物の販売はバタヴィア政³³⁾によって禁止されているが、私は（閣下が）会社に示された大いなる尽力を思い、奉行の要請を認めてなんらの支障はないことを、将来にわたって、会社と商館長らに保証したと。私が前回の贈物に少しの絹織物しか使わなかったのは、それによって次回分を確保するためだったが、1781～2年度の帳簿を閉じた結果、通詞に盗まれた11反を差し引いても、354反残っているので、次回の贈物には充分足りるだろう。その頃は神の御加護により東インド西方における会社の貿易がまた復活するよう希望している。

9月27日 新奉行、土屋駿河守（守直）様の赴任によって、銅の輸出についての私の試みを継続することができるようになったので、私は以下の文書を通詞らに渡

し、早急に奉行へ差し出せるように、今日中に翻訳することを命じた。

長崎奉行閣下 久世丹後守様 並びに土屋駿河守様

末尾に署名した商館長らは会社の対日貿易に関して閣下らにつぎのことを申し上げます。会社が今後三年間に充分の資本をもって（日本人の）要望する商品を当地へ送ることができるよう、当地に残存する大量の銅を輸送するために必要な計画を作成する必要に迫られ、これに関する商館長らは次のような（年次）配送計画を作成致しました。

1781年	輸出許可額	9700 ピコル	1781	輸出額実績	6500 ピコル
1782年	輸出許可額	9700 ピコル			
1783年	輸出許可額	9700 ピコル	1783	輸出	7000 ピコル
1784年	輸出許可額	9700 ピコル	1784	輸出予定	15000 ピコル
1785年	輸出許可額	9700 ピコル	1785	輸出予定	15000 ピコル
1786年	輸出許可額	<u>9700 ピコル</u>	1786	輸出予定	<u>15000 ピコル</u>
	総額	58200 ピコル		総額	58200 ピコル

奉行閣下がこの計画書を認可し、また、政庁が安んじてオランダや東インドから、この国でもっとも需要の多いあらゆる商品の仕入に取り掛かることができる事を示すため、認可状を交付して頂くよう請願致します。宜しくお取り計らいをお願い申し上げます。

一七八三年九月二十七日 出島にて I. ティツィング、H. C. ロンベルフ³⁴⁾

奉行閣下が以下のことを内密に通知してきた。大工に関する要望書はまだ（年番町年寄から私のもとへ）届けられていない。そして、船大工に関する要望書は撤回することを勧告する。なぜこの要望書を受け取ることに支障があるかというと、私の贈物によって、奉行はこのような新規の案件について説得されたと、彼の監視者たち（目附）が江戸で彼を告発する根拠を与えないためである。もし要望書が町年寄へ差し出してあれば、それは取り下げなければならない。しかし、来年、奉行が帰任した際は、私の要望を容れるだろう。要望書撤回を命じた理由は以上の通りであると。

同時に、奉行閣下から、一艘の帆船に舵手一人と水夫若干名を乗せ、奉行からその船に派遣された日本人水夫に、毎日、操船と帆走を教えて欲しいと要請してき

た。私は船上の仕事がそれを許せばすぐに、喜んで彼の要望に応じると答えさせた。³⁵⁾

私の腹心に以下のことを命じた。銅輸出に関して提出した1786年までの計画について、もう一度、家老と話合うこと、また、1719年には、銅の売渡が年割当額の半分だったので、（翌年）残りの半分にも長崎の承認が与えられたという経緯が書類から判明したことを奉行に想起して頂くこと、さらに、私はすでに承認を得られなかつたが、インドへ充分な棹銅を持ち運ぶことによって、ヨーロッパ産銅の大きな販路を阻止する方策がないかどうかを試みるためだけにも昨年度割当に対する長崎の全額承認を得たいと奉行へ申し入れることを。

9月28日 本日、年番大通詞の名村元次郎が船大工と銅についての書類を返しに来て、つぎのように言った。年番町年寄たちは初めに大工を、つぎにすべての船大工を呼び出して、彼らにこの契約書を示したが、契約を結ぼうとする者は皆無だった。さらに、昨年度、会社は取引も行わず参府も行わなかつたので、銅を要求することはできないし、そのようなことは断じて許されないだろうと。最初の件について、以下のように彼に返答した。貴方の目が銅で覆われて（眩まされて）いないならば、私に対してあえてこのようなとびっきりの嘘をつくほど厚顔無恥でいられないであろうと。二番目の件については、私はこの件について必要な知らせを得ていたので、私の名前において町年寄につぎのことを伝えるように言った。商館長が会社に関する書類を奉行へ差し出すために、その書類を町年寄に送り付けたときには、彼らはそれを奉行へ差し出したうえ、申し出た件が認められるか否かの返答を待つのが勤めである。申し出た件について、町年寄は彼の一存で取り計らう権限を持っていない。そして会社は要望された贈物を充分に贈って、自己の利益が大事に守られるように熱心に見守るであろう。さらに、彼らはその権限もないのに利己的な動機によって、要望書を送り返してきたのだから、奉行が出島を来訪した際、これを自ら奉行へ差し出さなければならないというのが私の責務であると。

本日夕刻、奉行に対して、通詞らの厚顔無恥を知らせ、町年寄の振舞に不満を訴えるために、また、奉行はこの（銅輸出の）計画を筆頭家老の手に任せることを請け合っているから、その結果については期待しているが、奉行閣下が私の返答に対し、また奉行の出島来訪の節、この書類を私自ら差し出すという処置に対し賛成してくれるよう、私の腹心を奉行所へ送った。

9月29日 奉行は以下のような昨日の報告を聞いたと知らせてきた。すなわち、昨年度分（割当額）の銅を入手することはできないので、私がこれを得ようとはしないだろう、また、すべての帳簿を検討させた結果、彼が確認したことは、1719年、

在庫商品（残荷物）の販売許可を得るため、奉行によっていかに有効な説明が江戸に対して行われ、かくして、ついに閣老たちによって認可され、年割当額の半分の銅の輸出が許可されたが³⁶⁾、さらに、長崎の役人たちにはこの件について権限を持っていないが、もしも、多少でもその可能性があれば、銅輸出の承認を得るため、彼らは私のために銅について配慮するために係わるすべてのことをするだろうということを、私が容易に理解できるだろうと。そして、奉行閣下はまた私に対して、彼が出島を訪れた際、私が要望書を差し出さないよう求める。もしも奉行が長崎にお在任している場合、要望書を手渡されても別に困らない。しかし、奉行は当地を離れるので、いかに彼が私の満足のゆくようにしたくとも、要望書の手渡は厄介な問題しか引き起こさないだろう。なぜならば、要望書が新奉行にどのように受け入れられるか予想できないし、また要望書はまず町年寄たちに差し出されることになっているので、この要望書が（彼らの手を経ないで奉行のもとに）あることは彼らに腹を立てさせ、会社の問題をときに好意のない見方で見させることになりかねないし、彼らはすべてのことでのわれわれに反対するので、相互の不和を生むだけであろうと。

私は奉行閣下の好意ある忠告に感謝するとともに、以下のような申入をした。すなわち、奉行だけの権限に属し、長崎会所も勘定方もなんら処分権を持たない（棹銅）700ピコル（の増銅）を許可して頂けないだろうか。本年は取引のため来航したジャンク船が少ないので日本からの銅輸出も少なく、品不足という口実を出されるとどうにもならなかった将軍の倉庫には充分な在庫があるという情報もあり、しかも、奉行閣下の（権限に属する）品物を彼の一存で私に対して処分することは閣下の権限であり、そうすることは会社に閣下の好意のしるしを与えることになる。よい首尾の得られることを期待していると。

今夕、通詞らのうちもっとも信頼している者たちとこの件について話すと、彼らはこの問題について、できるだけの援助を私にしてもなんら支障がないと思うので、皆で相談しようと私に約束した。

本日、奉行のさらなる要請で、要望された絹織物を引き渡した。バタヴィア当局がこの私の行為を、それが私の権限でないにしても、上述の（棹銅輸出の）件と関連するがゆえに喜んで承認するであろうことを期待して。

10月1日 700ピコル（の増銅）に関する要望書を作成して通詞らに翻訳させ、町年寄に送付してこれを早急に奉行へ差し出すことを依頼するように、また、私が満足するように、彼の最善を尽くすことを約束する、と家老から知らせがあった。そ

れゆえ、私は直ちに以下の文書を作成し、通詞らを介して町年寄へ送付した。

長崎奉行閣下 久世丹後守様 並びに土屋駿河守様

末尾に署名した商館長は奉行閣下に対し、会社の取引について以下のことを要望致します。すなわち、³⁷⁾奉行備後守様により、毎年、奉行閣下が定めた価格で、商館長に認可され、今日までずっと続けられてきた700ピコルの棹銅輸出を、昨年度1782年の分として許可して頂くようお願ひ致します。オランダ船の欠航と、とりわけ当地で必要とされる大きな出費により、商館長がいかにひどい財政困難に陥っているかを披瀝し、かつこの許可を奉行閣下の特別の好意の表れと見做して、最高の感謝を表明致します。

日本 長崎商館 一七八三年十月一日 I. ティツィング

10月4日 700ピコルの増銅に関する要望書がまだ(奉行のもとに)届いていないことを家老から知らせてきたので、この件と、出島の大工に関する要望の許可とを早急に推進するように、年番通詞らを町年寄のもとへ送った。

10月5日 普通の商館日記に書いてあるように、船大工に関する要望書を長崎奉行へもう一度差し出した。

10月8日 銅に関する要望書は、町年寄たちから奉行のもとへまだ差し出されていないので、早く差し出すよう自ら町年寄に催促するようにと、八朔銀贈呈の節、家老を介して奉行から伝えられたので、以下のように申し上げた。この際、要望書を奉行へ(直接に)差し出す方がよくはないか、なぜなら、もしも私がそのことを口頭で町年寄に催促しても、通詞らは取引の改善その他のことに対する感謝の言葉を述べるだけで、私の催促を通弁しないだろうと。

10月9日 家老からの通告によれば、今日の午前中に、銅に関する要望書が町年寄たちから奉行へ差し出されたので、これに関しては、奉行閣下と勘定方により、今日中に処理されることになる。

10月10日 本日、長崎(奉行)から(要望書を)受けとったという通知があった。家老の通報から悪い結果を恐れていたが、私の要望にはなんらの決定も得られなかった。

10月11日 本日、通詞らが町年寄の名前で来訪し、以下のように述べた。両奉行は私に満足を与えたことをいかに喜んでいるかと。さらに、1782年には取引が行われなかつたため、銅の輸出は許可されないので、奉行閣下といへどもこれを許可する権限を持っていないと。また、奉行らは以下のことを確信していると。すなわち、

オランダ船の欠航により受けた損害はよく分かるし、銅の輸出を拒否されたことは私にとってまことに不愉快であろうが、奉行に権限のない件についてさらになんらかの釈明をしなくても、貿易の改善と身体検査の廃止に成功したのだから、私は容易に諦めがつくだろうと。かくして、私は昨年度分の銅輸出割当のあらゆる見通しは見込みが無いこと、奉行閣下の言うことが真実であることを納得し、彼の心配りの見える拒否に感謝の意を伝えるとともに、大工に関する要望書の実現を催促した。

10月12日 長崎を去らんとする奉行（久世）は私のもとに、トロンペンブルフ号の小帆船を模倣して日本人が製作した小帆船の模型を送ってよこし、帆、その他の索具で不足しているものを補充製作して欲しいと要望し、また同時に、来年度は是非とも堅固なデッキを備えた船の模型と、もし都合がつくなら腕のたつ（船）大工一名を送るように要請してきた。私はこの二つの要望をバタビア政府当局へ取り次ぐことを約束した。

以下がその理由である。日本人は軽い木材で船を建造し、少しの鉄材しか使用しないので、強風に遭うと多くの船が失われる。にもかかわらず、ことに大阪からの廻銅船は途方もなく大量の積荷を載せるので、船の軽さによって海の暴力に抗することができず、途中で一寸の時化に遭っても相互に見失い、そのため、昨年度、いずれも 700 ピコルの銅を積んだ船六艘が遭難したのである。こうした不祥事を避けるために、彼らはこのような模型を送りつけてくるが、それには恐らくリフター（荷揚船）型模型が適しているであろう。³⁸⁾

10月13日 内密で以下の報知を受け取った。すなわち、5人の大工に会社（建物）の修復請負を引き受けることが許可され、また、これらの大工は目下年番小通詞の堀門十郎に呼び出され、めいめい一年ずつ修復の順番が当たるように、互いに話し合いをするように命じられた。また彼らは（賃金の）10パーセントの金額を通詞仲間に、厚顔無恥の輩どもの新財源として、納めなければならない。だが、五人の大工のうちの一人が内緒で儲けを少なくしてもっとも安い値段で、毎年の修繕を引き受けることを私に確約したので、通詞らの目論見は失敗するだろう。彼は今や誰を話相手にすればよいかが分かったので、このような通詞らの命令や脅しによって動かされないからである。私は家老に以上のことを通知するように頼んでおいたが、彼はさらに、船大工に関する要望書は再び返却されるだろう。そして来年度修繕するという奉行の約束に私が満足すべきであると通知してきた。（奉行に）別れを告げるため奉行所を訪ねるまえに、通詞等が来て、四人の大工が毎年の（出島の）修復請負を許可されたと報告した。四人だけかと彼らに強い調子で聞くと、この質問

は彼らをぎょっとさせたように見えた。五人の大工がいたが、その中でエノシン（栄之進？）なる大工は本年無礼を働いたので、今後の許可を外されると彼らは答えた。私は通詞らに対して、この問題には用心をして介入しないように、これに関わる件はすべて商館長の裁量に委ねるようにと忠告し、直ちにレリー（いの蔵）とドールン（ろの蔵）両荷蔵の修復着手に取り掛かれるように、これら五人すべての大工と早急に契約することを町年寄に要請するよう彼らに命じた。

10月14日 本日長崎会所の通知状を受け取った。会社は来年 13000 ピコル、1785 年には 12300 ピコルの銅の輸出を許可されるらしい。私は通詞らにその文書を翻訳させ、さらに、一通をバタヴィアへ送り、一通を出島に保管するため、彼らによつて書き記された写し二通を私のもとへ持つて来るよう命じた。

船を出帆させたいという私の要望は奉行らによって許可されたが、必要な儀装のために、あと10日つまり今月の25日まで陸に止まることを今朝決めた。

船の大工に関する要望書は通詞らを介して返却されたが、奉行は彼が来年度（長崎へ）戻ったとき、その要望書に許可を与えることを確約した。本年許可を与えるには、この一年のあいだ、あまりにも沢山の新しいことが起きたからである。

10月18日 明日江戸へ旅立つ奉行のもとへ、同奉行閣下の旅路の平安と今後の変わらざる繁栄を希念し、また私の浴したすべての友情に謝意を表すために、私の腹心をもう一度送り、さらに続けて礼装した年番通詞両名と通詞目附幸作とを遣わした。そして、閣下が会社商品の値上とあのけしからぬ身体検査の廃止の約束を忘れないよう要望した。奉行閣下は（長崎へ）戻った節は、必ずそうすると非常に力強く約束するとともに、あの小帆船の索具に対して礼を述べ、また来年は非常に堅固な船の模型を手に入れられるようにと催促した。さて、奉行閣下の江戸への出発とともに特別の交渉はすべて中止されるうえに、緊急の問題にはいまやしっかりした足場が確保されたので、ここにこの秘密の日記を、つきの機会が来るまで、閉じることを許して頂きたい。バタヴィア政府当局諸公にはどうか私が貿易改善のために注いだ努力を、賛同と信頼をもって、見守られんことをお願いする。われらが生に慰めを与えるあらゆる祝福が諸公にあらんことを心から祈りつつ、諸公の私への加護が与えられんことを。

日本 長崎商館 一七八三年十月二十五日
謙譲にして従順なる I. ティツィング

注

- 1) 2頁、下から5行目以下参照。
- 2) 原語は *subi*、オランダ側史料では、*Siubij*、*Simbij* とも綴られる。天明二年（1782）の年番大通詞は名村勝右衛門、年番小通詞は檜林重兵衛で、重兵衛は翌天明三年三月三十日大通詞に昇進した。片桐一男『阿蘭陀通詞の研究』吉川弘文館、昭和60年、140頁。
- 3) 久世丹後守広民は浦賀奉行から長崎奉行に転じ、安永四年（1775）から天明三年（1783）まで在任し、翌天明四年、勘定奉行に栄転し、寛政八年（1796）まで在勤した。彼は田沼政権下、八年近く長崎奉行として外交現場の第一線にあり、安永八年（1779）に来日した商館長ティツィングとは最初から交渉相手であったが、同時に本秘密日記から、両者が密かな信頼関係にあったことが窺える。沼田次郎「田沼時代とイザーク・ティチング」『日本歴史』380、1980、104～5頁、同「久世広民」日蘭学会編『洋学史事典』雄松堂出版、昭和59年、227～8頁。
- 4) 十八世紀における日蘭貿易は一定の銀額（定高）以内で輸入された商品に対して、銅その他の輸出品を渡し、両者を金額的に一致させて、その差額を決裁する必要のないようとする「総合バーター方式」で、長崎会所は銅を入手価格よりもはるかに安い価格で商館に引き渡し、その差損を買入商品の利潤で補填した。沼田次郎「江戸時代の貿易と対外関係」岩波講座『日本歴史』13. 近世、1964、46頁。山脇悌二郎『近世日中貿易の研究』75頁。これに対して、オランダ側は商品価格を抑えつけられて損失を受ける代わりに、安い銅を入手し、これをコロマンデル沿岸などで販売して利益を得た。丁子と母丁子を除く商館側の輸入商品の低い収益率もしくは赤字については37頁の付表「輸入と収益率」を参照。
- 5) フムート *Hoemoed* と綴られているが、ヘンドリック・ファン・ホムート *Homoed, Hendrik van*（長崎在任 1749. 12. 9～50. 12. 24）であろう。
- 6) 1764年までは毎年2乃至3艘の蘭船が来航したが、1665年にはブルフ号、1667年にはフレーデンブルフ号が来航しただけであった。
- 7) 拙稿「イザーク・ティツィングの「秘密の覚書」翻訳」（東京女子大学社会学会紀要『経済と社会』第19号、1991年、12～13頁の表「ジャンク船の輸出」品中、錫と鉛があり、続いて、「二つの商品（錫と鉛）はしばしば生じる海産物の不足の際、帰荷を満たすのに役立ちます。」とある。すなわち、蘭船から買い入れた錫、鉛はジャンク船で再輸出された。
- 8) 以上の経緯については『長崎會所五冊物 三、阿蘭陀方商賣荷物元拂等大意譯

書』 阿蘭陀船商賣之大意の条に以下の記述がある。「... 延享三寅年(1746)田付阿波守様御在府之節、於江府被仰渡、御定高八百貫目脇荷物百貫目都合九百貫目、買渡銅百拾万斤、其外八朔・有余賣・献上物・御用物・御調物等都合千貳百五拾貫目分之荷物、年々船数貳艘ニ相極可積渡旨被仰渡候處、明和二酉年(1765)出銅相劣候故、買渡銅八十万斤ニ減銅被仰渡、右積渡荷物元代者減銅代り之分相減候歟、又者外品を以代り物買渡候様被仰渡、船数之儀も右之通減銅被仰渡候ニ付而者、阿蘭陀人共不勝手之筋も可有之候故、壹ヶ年者壹艘、壹ヶ年者貳艘、隔年ニ渡來之積被仰渡候、然處、遠海之儀ニ付、萬一壹艘渡來之年破船難船等も有之候時者、年々差上来候獻上物等差支、其年日本商売も不仕儀ニ付、年々貳艘宛罷渡候得者、縱令風難ニ逢候共、貳艘之内壹艘者可乗渡ニ付、元之通買渡高ニ被仰付度旨、明和四亥年御願申上候得共、出銅相劣り候故、減銅被仰渡候義ニ付、何頃出銅相増買渡銅元之通可被仰付ル之治定者難被仰付段被仰渡候得共、阿蘭陀人共格別操作惡キ趣者相違も無之儀ニ付、翌子年減銅高之内拾万斤増銅被仰渡、都合買渡銅九拾万斤ニ被仰付候故、以来年々貳艘宛渡來可仕旨被仰渡候、...」

(カッコ内は訳者)『長崎県史』史料編第四、吉川弘文館、昭和40年、112~113頁。また、30頁、買渡銅の条も参照。ちなみに、1カティー=1斤、1ピコル=100カティー=100斤。したがって、百拾万斤=11000ピコル。八十万斤=8000ピコル。

9) 「... 銅の輸出価格は不当に安く、(100斤につき)オランダ向け(銀)60.25匁、中国向け115匁と決められていた。」(カッコ内は訳者)沼田次郎氏、前掲論文『岩波講座』65頁。また、ティツィングは『秘密の覚書』で「... 中国人には、わが会社(の仕入価格)よりも多く支払うことが許されているので、彼らは樟腦と樟銅に対して(われわれよりも)高い値段を支払っている...」と述べ、会所の樟銅販売価格は1ピコル(100斤)につき、商館6.175(重)タエル、ジャンク船11.5(重)タエルとしている。前掲拙稿参照。なお、1重タエル=銀10匁である。(注31参照)

10) アメリカ独立戦争に伴う第四次英蘭戦争(1780~84)に際して、東インドにおけるオランダ東インド会社陸海軍兵力は劣勢で、インドにある会社の多数の商館はイギリスに奪取された。オランダ本国も政治的混乱で無力化し、東インドから荷物を積んで本国へ帰港する会社の船は護衛船がないため大部分イギリスの手に落ち、他方、東インドへ向かう船も本国の港を出航できなかつたため、貿易は途絶し、バタヴィアの会社倉庫は腐朽する貨物で溢れていたと言われる。しかし、

ここで、ティツィングはインドにおける銅の販路の途絶とバタヴィアでの滯貨の原因をヨーロッパ銅のアジアへの大量流入に帰している。

- 11) 長崎会所の買入価格は 1 ピコルにつき白砂糖は 6.2 タエル、胡椒は 10 タエルである。21 頁の表参照。
- 12) この部分は非常に小さい文字で補足挿入されているため、約五語が判読不能。
- 13) オランダ語では Kosak。ときに Kozak あるいは Kosac とも綴られる。吉雄幸左衛門（耕牛）、享保九年（1724）～寛政十二年（1800）、名は永章、通称は初め定次郎、ついで幸左衛門、のち幸作、元文二年（1737）稽古通詞、さらに小通詞を経て寛延元年（1748）大通詞となり、53 年間通詞職を勤めた。通詞職のかたわら出島の商館付医師から医学、医術を学び医書を訳し、蘭学者前野良沢・杉田玄白と深い交流を結んだ。片桐一男「吉尾幸左衛門」『洋学史事典』735～6 頁。
- 14) 以上の段落はすでに、沼田次郎氏、前掲論文『日本歴史』103～04 頁に紹介されている。
- 15) 丁子、母丁子、蘇木を除く輸入商品の収益率の低さ（もしくは赤字）については、36 頁の付表「輸入商品と収益率」参照。
- 16) アンボン島産品とは丁子、母丁子を指す。商館長はこの二商品の例外的に高い収益率（36 頁の「輸入商品と収益率」参照）を隠したうえ、20000 斤を買い入れるように要請し（4～5 頁）、日本側は値下をしない限り 1000 斤以上は買わないと主張した。（9 月 5 日の条冒頭）。
- 17) 原語は de korte landweg。オランダ商館長の江戸参府のおり、長崎下関間ははじめ海路で船道中だったが、万治二年からは大部分を陸路に変えた。オランダ人はこれを短陸路、下関兵庫間の海路を水路 de waterreis、兵庫江戸間の道中を大陸路 de grote landweg と称した。片桐一男氏、前掲書、169～70 頁。
- 18) 長門守柘植正寛、（長崎奉行在任、安永四年～天明三年）
- 19) これについては、『長崎叢書一増補長崎史畧』上巻三（551～2 頁）に、「（天明）二年九月（長崎）着、冬米価騰貴盜賊多し、近国より米穀を回漕せしめ貧民に貸與す、三年九月三日（長崎を）発す、人民其徳を慕い諏訪社祇園社に額を掲げ其武運長久を祈る」（カッコ内は訳者）とある。
- 20) 1719 年、日本へ向けてバタヴィアを出帆した会社の船は三艘とも台湾沖で颱風のため難破した。翌 1720 年も、蘭船の長崎入津は遅れ、Commerrust 号、Noord-waddingsveen 号の両船は 8 月 24 日に到着した。P. van de Velde (ed.) ; The Deshima Dagregisters, thir original tables of contents, Vol. IV 1710

～1720, 1989, P. 168。ティツィングが24日までは期待していると答えた根拠はこのためであろう。

- 21) J. F. カイペルによれば、かねてオランダ通詞らに不信感を抱く長崎奉行、久世丹後守広民は、同じく通詞らの不誠実な通訳により奉行との意志疎通を阻まれていることに不満を持つティツィングのもとへ、通詞仲間に極秘で一人の稽古通詞、ナンサブロー (Nansaburo) を派遣し、以後、彼が両者間の秘密の連絡役を勤めた。本秘密日記中、彼、私の腹心 *mijn vertrouwde*、私の使者 *mijn zending*、奉行の腹心、彼の腹心、例の使者などとあるのはこのナンサブローと思われる。なお、ティツィングの帰国後、1785年、彼は突然死んだ。（人々の憶測によれば毒殺された）。J. F. Kuiper; *Japan en de Buitenwereld in de achttiende Eeuw*, 's-Gravenhage, Amsterdam, 1921. pp. 145～150.
- 22) 1783年の年番大通詞は名村元次郎、年番小通詞は初め檜林重兵衛、のち、檜林が大通詞に昇進したため、堀 門十郎である。片桐一男、前掲書、140頁。
- 23) 8月24日オランダ船トロンペンブルフ号 *Trompenburg* が到着した。
- 24) オランダ船がもたらした風説書 *het nieuws* は封印のまま商館もしくは船長から年番通詞の手を経て奉行所に届けられて開封され、通詞に翻訳（和解）の命が下された。年番通詞はこれを出島に持ち帰り、カピタン部屋で新旧商館長・へとる・船長の面前で、乙名・通詞目附・大小通詞立会のもとで読み、風説の趣をオランダ人からも聴取して、和解をした。片桐一男氏、前掲書、56頁。
- 25) 長崎奉行の派遣する検使船は来航の蘭船からオランダ風説書、乗船人名簿、書簡とともに送状 *factuur* を受け取り、入津を許可する。年番通詞らはカピタン部屋で風説書に続いて、送状を翻訳し、「積荷目録」として役所に提出した。片桐一男氏、前掲書、65頁。ここでは、この手続きを経ないで、奉行が内密に簡単な積荷目録を入手したわけである。
- 26) オランダ語では *Mathusero*、また *Mathuijsero* とも綴られる。
- 27) オランダ商館長は毎年交代したが、1781年に来日したティツィングは1782年の蘭船欠航により、1783年まで長崎に留任した。
- 28) 原語は *opgeld* で打歩、割増金の意である。御助成銀については前出（注8）の『長崎會所五冊物 三』御助成銀 拾五貫目の条に以下の記述がある。「是者、元文三年 萩原伯耆守様御在勤之節、阿蘭陀船積渡荷物、彼地買入元直段高直ニ相成、一統仕當合兼及難儀ニ候ニ付、御直増之儀奉願候得とも、直増之儀者御聞済難被為成故、御助成として銀三拾貫目宛被下置候旨被仰渡、會所出銀之内より

右之銀高年々被下置候處。」。上掲書『長崎県史』130頁。ところで、御助成銀三十貫は、以下の注31で述べるように、重タエルでは3000タエルであるが、本秘密日記は軽タエルを使用しているので、6000(軽)タエルとなる(注31参照)。ちなみに、長崎会所はまた銅や樟脳を仕入れる際も同様の趣旨で償銀を支払っていた。「此償之儀者、発端者元買之儘相渡候ニ付、償無之處、追々元直増相成候ニ付、自然々償相掛り申候」(同書168頁)。

- 29) 注28によれば、会所側の御助成銀の趣旨は、商品の仕入値段が上がったのに、買入値段を上げるのが困難なので、御助成もしくは補償として支払ったと言うに對して、ここでのティツィングの解釈は異なっている。
- 30) オランダ語では Fannemon。久松善兵衛忠祇、「初梅右衛門又半右衛門。宝暦四年家を継き町年寄見習に補す八年町年寄に任す明和三年済疏掛に補す天明五年長崎会所調役に任す」『長崎叢書』上巻三、614頁。
- 31) 5000重日本タエルすなわち 10000軽タエル (vijf duizend Japanse zwaare of tien duizend lichte thailen) から、訳者は1重タエル(銀10匁)が2軽タエルに当たるという、意外に知られていない事實を知ることができた。拙稿「ティツィングの「秘密の覚書」」には、「...日本のタエルー1タエルは80ストイフェル...」という箇所(4、17頁)がある。4頁の場合、原文は Japanese zwaare thailen à 80 stuivers ider だが、17頁の原文は Japanese thailen à 80 stuivers ider で、ティツィングが書き忘れたかもしくは省略したか、zwaare が欠けている。もしも、重タエルと軽タエル(比率1:2)を明瞭に區別して訳すとすれば、この箇所は重タエルと明示的に訳すべきであった。そして、ティツィングの「覚書」の表におけるタエル表示の価格はすべて、二倍にすると、商館帳簿の数字と一致するので、オランダ商館の帳簿は軽タエルを使用していたと考えられる。したがって、前掲拙稿における「補足若干」で提示した疑問BとD(28頁)は氷解したことになる。なお、Cについて言へば、1軽タエルは40ストイフェルになるので、商館帳簿における th. 1 = st. 33 の換算率とは異なる。Pieter van Dam; Beschryving van de Oostindische Compagnie, Tweede Boek, Deel 1, 's-Gravenhage, 1931 に付された Glossariumによれば、thail は中国、日本、トンキン、カンボジヤ、シャム、アチエ、マカッサルなどで使用された秤量・貨幣単位で、貨幣単位としては、東インド会社は1666年まで日本タエルを57ストイフェルとし、それ以後、東インドにおける非常に混乱した幣制を統一しようとする本国の17人重役会の訓令で、70ストイフェルに固定し、

中国のタエルを80ストイフェルに計算した。ティツィングの時代には、「覚書」に見られるように、日本では1（重）タエルは80ストイフェルと計算されていたのであろう。しかし、本秘密日記では商館帳簿と同じように軽タエル（銀5匁）（注28参照）が使用されている。

タエルについてもう少し論じたい。1重タエル=2軽タエルの比率は東アジアにおいて一般的に妥当していたのではないかと、訳者は考えている。東インド会社は、本国から東インドへ輸送した貨幣に対し、輸送・利子・海難などのコストを見込んで、本国で50ストイフェル（2グルデン10ストイフェル）の通貨レイクスダールデル（Rijksdaalder）銀貨を東インドでは60ストイフェルとして通用させ、これを *licht geld*（仮に軽貨と訳す）と呼び、これに対して本国通貨を *zwaar geld*（仮に重貨と訳す）と呼んだ。P. van Dam, op. cit. Vol. III, pp. 226~7.

ところで、K. グラマン教授は『オランダのアジア貿易』において、バタヴィアにおけるボヒー（武夷）茶の原価を計算する際、タエルに関して次のように言う。「本文中の表（XVIII）で、われわれは1レイクスダールデルを、バタヴィアでそうしていたように、60ストイフェルとして計算し、1タエル=72ストイフェルの換算率に従ってタエルに換算した。これは軽タエルへの換算である。もしわれわれが1レイクスダールデルを50ストイフェルとして換算すれば、重タエルの（ボヒー茶）原価が得られる」と（カッコ内は訳者）。そして、表XVIIIにおいて、1717年のボヒー茶原価は56.90軽タエル、すなわち47.42重タエルとしている。要するに、グラマン教授は軽貨のレイクスダールデル（60ストイフェル）をタエル（1タエル=72ストイフェル）に換算したのが軽タエル、重貨のレイクスダールデル（50ストイフェル）をタエルに換算したのが重タエル（1重タエル=1.2軽タエル）と考えているのである。重・軽タエルの違いを単に重・軽貨の違いに還元しているのが私にはどうも腑に落ちない。K. Glamann; Dutch-Asiatic Trade, 1620-1740, 's-Gravenhage, 1981 (sec. ed.) p. 310.

- 32) 12月3日の条（1頁）参照。
- 33) 土屋駿河守守直、天明三年「九月朔日（長崎）着、久世丹後と代る、四年五月十日長崎に卒す」『長崎叢書』上巻三、552頁。
- 34) 8月24日入津したトロンペンブルフ号で新任の商館長ヘンドリック・カスペル・ロンベルフ Romberg, Hendrik Casper が来日した。彼は正式にはティツィングが離日した10月26日の翌日から1785年11月21日まで商館長であった。

- 35) 以上の段落は沼田次郎氏、前掲論文に紹介されている。
- 36) 中村質『近世長崎貿易史の研究』吉川弘文館、昭和63年（350、352頁）によれば、享保四年（1719）船の取引について、「同年にはオランダ船が三艘共遭難欠航したので、唐船貿易のみで、商館の繰越荷物の売出はごくわずかである。（繰越荷物の売出は例年取引の約5%弱）。．．．出島残荷物の取引では、蘭船欠航にもかかわらず、規定額半ばの銅75万斤が渡され」とある。
- 37) 備後守石谷清昌の長崎奉行任期は宝暦十三年（1762）六月六日～明和七年（1770）六月十七日である。外山幹夫『長崎奉行』中公新書、1988年、197頁。
- 38) 以上の文章（二段落）は沼田次郎氏、前掲論文に紹介されている。
- 39) オランダ語ではMonsjero、またMonsuroとも綴られる。1783年、年番小通詞。

〔付表〕

輸入商品と収益率（1781年）

	金額（グルデン）	収益率（%）
大羅沙	5800	-24～+25
小羅沙	7900	-35～+30
羅背板	880	-100～+38
へるへとあん	530	26～ 64
一番更紗	25000	-30～+21
帆布（ズック）	3152	-11～+5½
コンロマンデルの		
織物（更紗など）	257	50
鮫皮	531	4
木綿縹	336	12
胡椒	2921	9
白砂糖	35765	17
丁子	3299	512
母丁子	3265	325
蘇木（ビマス）	819	116
木香	1963	67
鉛	6500	-2
銀	10205	23
錫	39307	21

（J. F. カイペル『十八世紀における日本と外界』巻末付表IVより作成）

あとがき

「長崎商館の秘密日記—1782年～1783年—」は東京大学史料編纂所の所蔵する *Secrete Dagregister d' Anno 1782-83 voor 't Comptoir Nangasackij* (ハーグ国立中央文書館所蔵、ルーシンク氏作成目録 1-04-12, 250、旧・植民地文書 1171) のマイクロフィルム、編纂所焼付本(6998-1-24)を底本として訳出したものである。なお、昨年末、思いがけぬオランダ訪問を機会に、二、三不明の箇所を原本で正すことができた。

本日記は当時の商館長イザーク・ティツィング（商館長在任1781年11月24日～83年10月26日）によって執筆されたものである。歴代の商館長が商館日記を記すことを義務づけられていたことは周知のことであるが、秘密日記を残したのは現存する限りではティツィングが最初である。1800年以降、相次いで書かれた長崎商館の秘密日記については近く日蘭学会より出版される翻訳書の解説に譲るとして、ただ一言すれば、それらの日記が政治・外交問題を内容とするに対して、本日記は商館長の対日貿易改善の要求と交渉の経緯を主たる内容としている。

本秘密日記の内容に関しては、すでにG. F. メイラン氏がかなり詳細な紹介をなし、わが国でも幸田成友、科野孝蔵両氏がメイラン氏によりながらすぐれた紹介をされている。また、注14、35、38に示したように、沼田次郎氏は慧眼にも本日記中のもっとも興味ある部分をすでに訳出引用されている。しかし、本日記が出島の日蘭貿易に関し、長崎における商館長、奉行、長崎会所、町年寄、オランダ通詞をめぐる日蘭の交渉と彼らの人間関係を面白く描写しているため、また昨年翻訳を試みたティツィング「秘密の覚書」の背景を理解するため、訳者はあえて全訳を試みた次第である。

すでに比較的詳しい注を付したため、ここでは、執筆者ティツィングについてのみ簡単に触れたい。ティツィングは1744／5年ごろオランダのアムステルダムに生まれ、レイデン大学で法学の学位を得たのち、オランダ東インド会社の下級職員となり、商務員を経て1779年に上級商務員となり、出島商館長に任命された。彼は前後三回日本に滞在し、そのあいだ二度の江戸参府をし、日本の風俗・文化に親しだ。85年、ベンガルの理事としてチンスラに滞在し、さらに93年、遣清国使節として北京に赴き、翌年乾隆帝に謁見した。96年、ティツィングは会社を辞してロンドン、続いてナポレオン戦争下のパリに住み、日本で蒐集した多数の文献・資料を整理し、日本の歴史・文化・風俗などに関する著作に没頭中、12年、同地で客

死した。死後、『日本風俗図誌』（1822年）、『日本王代一覧』（1834年）などが刊行された。

フォン・シーボルトの陰に隠れて影の薄かったティツィングを、1600年～1850年の二世紀半のあいだに日本を訪れたオランダ人のうち、もっとも学識ある人と呼んで評価したのはC.ボクサー氏だったが、現在ティツィングの書簡集を編纂中のレクイン氏もまた十八世紀におけるオランダ東インド会社のアジア駐在員のうち、ティツィングがもっとも広い才能に恵まれた人であったと言う。ティツィングは極東、東南・中央アジア各地における行政・貿易の最高責任者であり、かつ、1800年以前に江戸幕府と北京宮廷を訪れるという希有の体験を持った、恐らくは二人のヨーロッパ人のうちの一人であった。

ティツィングは異質の諸文明を研究する能力を有し、加えてラテン語、フランス語、英語、ドイツ語、日本語、中国語の知識を持っていた。F.レクイン氏は最近発見されたティツィング自筆草稿から、彼が初めて日本に到着してのち、僅か四か月で教養ある日本人、長崎町年寄の後藤惣左衛門と死後の靈魂についての哲学的議論を交したことを紹介している。彼が日本でオランダ通詞やいわゆる蘭癖大名、蘭学者と知的な交渉を持ったことはよく知られているが、われわれは彼の書簡集から、帰欧後、彼がイギリス・フランス・オランダの当代一流の東洋学者と書簡を交換し合ったことを知ることができる。

こうして、彼は最良の意味において「ヨーロッパの啓蒙が範とした人物像、つまり聰明で理解力のある観察者」であり、「ヨーロッパと日本の間の文化の交流における仲介者および解説者」（レクイン氏）となつたのである。

レクイン氏によれば、ベンガルの理事を辞したのち、数年をバタヴィアで過ごしたティツィングは、「東インド会社の政策全般にまったく幻滅し、公的生活から退き、忘れられたコスマポリタンとして余生を研究にささげることを切望したため、総督職を拒否した」と言う。

東インド会社におけるティツィングの経歴から見て、彼が総督職へのコースを順調に歩んでいたことは間違いない事実である。本日記を読めば、なによりも有能・俊敏で、駆け引きに長じ、ときに脅迫や詐術も辞さない、強硬でしたたかな商人・実務家・交渉者としてのティツィングの相貌が浮かび上がってくるであろう。会社商品の値上、増銅、商館長の待遇改善などの交渉の成果はここでは問わないが、彼が知力を尽くして破滅の淵にあった会社の利益を図ろうと努力したことは、本日記がバタヴィア政府、十七人重役会向けの文書であるとしても、認めざるをえないで

あろう。それに反して、ことは貿易交渉とはいえ、幕府の対オランダ対外政策の唯一の現場とも言うべき長崎における日本側の対応は、奉行、会所、通詞、町年寄それぞれにちぐはぐで、お粗末という印象を免れがたい。

本「長崎商館の秘密日記」が、辻善之助博士の名著『田沼時代』岩波文庫の復刊や大石慎三郎教授の労作『田沼意次の時代』岩波書店によって注目を浴びつつある田沼時代を映し出す史料の一つに加えられるならば、訳者の望外の喜びである。

最後に本「秘密日記」の焼付本の閲覧を許された史料編纂所と加藤栄一教授、松井洋子助手、オランダ語について教示された日本で研究中のR. ヘッセリンク、R. バホフナー両氏、さらに多くの示唆を与えられた鶴見女子短期大学講師石田千尋氏、中央大学・院生行武和博氏に謝意を表する。

なお（ ）内は訳者の補足である。

参考文献

- G. F. Meijlan; *Geschiedkundige overzicht van den handel der Europezen op Japan*, 1828.
- J. F. Kuiper; *Japan en Buitenwereld in de achttiende eeuw*. 's-Gravenhage, 1921.
- C. R. Boxer; *Jan Compagnie in Japan 1600-1817*, 1968.
- F. Lequin ed.; *The Private Correspondence of Izaac Titsingh*, Vol. 1, 1785-1811, Amsterdam, 1990.
- 幸田成友 「イザーク・チチング」『幸田成友著作集』中央公論社、第四巻 197～217 頁。
- 沼田次郎 『ティチング 日本風俗図誌』(新異国叢書 7) 雄松堂書店、昭和45年。
- 栗原福也 「イザーク・ティツィングの「秘密の覚書」翻訳」『経済と社会』1991 年。
- フランク・レクイン 「日本とヨーロッパの知的交流—1770-1820, イザーク・ティチングと日本」1988年6月4日、名古屋における講演のレジュメ。
- 科野孝蔵 「日本におけるオランダ商館長ティチング」名古屋経済大学、市邨学園短期大学社会科学研究会『社会科学論集』別冊47、1989、167～191頁。

(1992年1月10日稿)